

平成 28 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

平成28年12月 8 日 開会

平成28年12月16日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第75号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第76号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第77号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第79号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第80号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第81号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第82号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第83号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第84号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例について
- 議案第86号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
- 議案第87号 指定管理者の指定について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書
- 同意第3号 宝達志水町監査委員の選任について
- 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

平成28年12月 8 日（木曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危 機 管 理 室 長	村 井 康 志
情 報 推 進 課 長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企 画 振 興 課 長	一 家 剛
住 民 課 長	松 原 富 美 男
税 務 課 長	定 免 文 江
健 康 福 祉 課 長	村 山 敬 一
こ だ も 家 庭 室 長	金 田 成 人

農林水産課長	安達大治
地域整備課長	谷川弘一
会計課長	越野好則
志雄病院事務局長	岡田正人
教育長	山岸芙美
学校教育課長	荒井一彦
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第75号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第76号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第77号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第78号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第79号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第80号 平成28年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第81号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第82号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第83号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第84号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |

- 日程第14 議案第85号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例について
- 日程第15 議案第86号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第87号 指定管理者の指定について
- 日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書
- 日程第20 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第21 諮問案件の採決
- 日程第22 議案に対する質疑
- 日程第23 町政一般についての質問
- 日程第24 委員長報告
- 日程第25 委員長報告に対する質疑
- 日程第26 討論
- 日程第27 採決
- 日程第28 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○副議長（土上 猛君） ただいまから平成28年第4回宝達志水町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（土上 猛君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、12番 近岡義治君、11番 北 信幸君を指名します。

◎会期の決定

○副議長（土上 猛君） 次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○副議長（土上 猛君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず「平成29年度商工業振興事業補助金の要望について」ほか2件の要望をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、教育委員会から平成27年度教育に関する事務の点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から定期監査及び財政援助団体等に係る監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○副議長（土上 猛君） これより、本日提出のありました議案第75号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成28年第4回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の折にもかかわりませず、御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提出いたしました諸議案の概要について順次御説明を申し上げます。

まず、本町の来年度の予算編成方針について申し上げます。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2016を踏まえ、引き続き経済・財政再生計画の枠組みのもと、気を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしております。また、歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成28年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしております。

このような中であって、本町の財政状況は、行財政改革の推進により改善がなされているものの、先月末に公表されました財政健全化の指標の一つである実質公債費比率にあっては、全国1,700余りある自治体で下位から99番目に、将来負担比率にあっては173番目に位置する状況にあり、さらなる財政健全化の取り組みを推進する必要があると考えております。

今後の財政の見通しについてであります。歳入面においては、景気の先行き不透明感や法人住民税の税率引き下げ、生産年齢人口の減少傾向などから、町税収入の増加の兆しはなかなか見えない状況であります。また、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、総額を適切に確保するとされていますが、平成

29年度地方交付税の概算要求では、総額で4.4%の減額が見込まれており、交付税の算定方法の見直し影響により減額幅が圧縮される見込みとはいえ、合併算定替えの段階的縮減が本格化していくなど、一般財源の確保が一層難しくなってきます。

歳出面では、医療、福祉、介護など社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策やインフラ整備、総合戦略に人口減少対策などの財政需要はさらに拡大する状況であり、国の取り組みと基調を合わせた本格的な歳出改革を行い、歳出の重点化・効率化に引き続き取り組まなければならないと考えております。

このため、予算編成の基本方針としては、町財政健全化計画の5つの基本理念を堅持しつつ、徹底した行財政改革の推進を掲げております。そのような中で、とりわけ人口減少社会の到来に対応するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標に基づく重点推進を力強く推し進め、本町の持続的発展を図っていかねばならないと考えております。

限られた財源の中で、これらの諸施策を重点的・効率的に推進していくには、既存の枠組みや従来からの発想にとらわれることなく、常に住民目線によるゼロベースで事業を見直し、財源を生み出しながら、持続可能な財政運営を推進していかねばならないと考えておりますので、町民の皆様を始め議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、「行財政改革」について申し上げます。

11月25日に開催されました国の経済財政諮問会議において、経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取り組みとしては、これまでも「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って着実に取り組んできたところではありますが、平成29年度以降においても、地方団体の理解や協力を得ながら、引き続き積極的に推進することとしております。

あわせて、住民に身近な行政サービスを担う地方団体が、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額をしっかりと確保することとしております。

平成28年度までの主な取り組みとしては、地方行政サービス改革を推進するため、民間委託等の取り組み状況を「見える化」・比較可能な形での公表や、地方団体の財政マネジメントの強化を図るため、住民1人当たり行政コストや公共施設等のストック情報の徹底した「見える化」などを推進し、並びに歳出の効率化を推進する観点から、地方交付税の

基準財政需要額の算定において、トップランナー方式を導入しております。

平成29年度の取り組みとしては、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する、トップランナー方式の推進を図ることとしております。その際には、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組むこととし、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務は23業務ございますが、についてトップランナー方式の検討対象としております。導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて、算定することとしております。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」における成果の一層の反映については、地方創生の取り組みを一層促進するため、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、取り組みの必要度に応じた算定から、取り組みの成果に応じた算定へシフトすることとしております。

本町にあつては、「第3次宝達志水町行財政改革大綱」において、住民や関係者、職員が情報を共有し、一体となって行財政改革に取り組み、着実な実行を図るため、職員数定員適正化の推進、施設管理の見直し、不採算事業の抜本的見直し、繰上償還の実施、補助金・助成金の整理合理化、受益者負担の適正化など、初年度からできるものを実施しているところであります。

また、分野横断的な課題である施策の推進のため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進チーム」、「窓口業務民間委託推進チーム」及び「徴収事務一元化等推進チーム」を設置し、調査研究に取り組んでおります。

さらに、来年度の予算編成基本方針に徹底した行財政改革の推進を掲げており、「第3次宝達志水町行財政改革大綱」の基本方針に基づき、危機意識と改革意欲を強く持ち、実施計画に掲げられた実施項目にスピード感を持って積極的に取り組むなど、徹底的に諸改革に取り組むこととしており、特に最少の経費で最大の効果が挙げられるよう職員一人一人がコスト意識を高め、事務事業の合理化・効率化など内部努力のさらなる徹底を図ることとしております。

また、「第3次行財政改革大綱」実施計画の1つであります小学校及び保育所の統廃合の推進につきましては、今夏、小学校校区単位で、保護者、地区住民に対し、説明会を開

催し、統廃合についての基本的な考え方を丁寧にお伝えしたところであります。さらには今月、もう一度、統廃合計画の必要性や、前回の質問に対する町の考え方をお伝えするため説明会を開催することとしております。

どうか、小学校及び保育所の統廃合については、宝達志水町の将来を担う子どもたちのため、また将来の宝達志水町の展望のためなど総合的な観点において、議員各位におかれましては、重ねて御理解、御協力をお願いしたいと存じております。

次に、除雪対策について申し上げます。

12月に入り、いよいよ雪のシーズンを迎えます。11月25日に発表されました北陸地方の12月から2月までの3カ月予報では、月別の降雪量は、12月から2月の各月ともにほぼ平年並みの見込みとなっております。

しかしながら、東京都心では11月に54年ぶりとなる降雪となり、気象観測を始めた1875年以来初めて積雪を記録したところであります。近年は、短時間に大雪が降るゲリラ豪雪が局所的に発生するなど、警戒を怠ってはならないと考えております。

本町では、11月22日、町道等の効率的、効果的な除雪作業を行うため、除雪対策会議を開催し、雪害や除雪対策に万全を期すため、民間除雪委託業者等の皆様に対し、御協力をお願いしたところであります。また、町民の皆様方には、除雪に対する意識の高揚と自発的な除雪の推進を図るため、「ひとかき運動」を呼びかけることとしております。

降雪時にあっては、除雪作業に支障が出ないように違法駐車や車道への雪投げはしないなど、モラルを守っていただくようお願いするとともに、町民の皆様の御協力を得ながら、関係機関が一体となり、冬期間の安全な道路交通の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提案いたします平成28年度の補正予算関係8件、条例関係4件、指定管理者の指定1件、人事関係2件について順次御説明申し上げます。

まず、議案第75号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,555万3,000円を追加し、総額を83億3,883万円とするものであります。

歳入歳出予算のうち歳出の主なものとしたしましては、総務費では、社会保障・税番号制度に係るシステム整備実施要綱の改正に伴い、健康管理システムなど厚生労働省関連のシステム改修に要する経費を追加するものであります。

民生費では、子ども医療費の窓口無料化による受診回数の増加などに伴い、医療給付費等を追加するほか、宝たち成長お祝い事業費では、助成対象者の確定見込みにより助成金を追加するものであります。国の補正予算によるものとしましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業として、既存高齢者施設等の防火対策を推進することから、町内グループホーム3施設の消防機関へ通報する火災報知器設備整備に要する補助金を追加するものであります。このほか、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業では、事業終了に伴う精算として、所要額の更生を行うものであります。

農林水産業費では、有害鳥獣対策事業であるイノシシ捕獲奨励金において、駆除頭数が当初を大きく上回る事となったため、所要の経費を追加するほか、国の補正予算を受け、県営老朽ため池整備事業である菅原池の工事費が追加となったことから、所要の経費を追加するものであります。

土木費では、社会資本整備交付金の追加交付を受け、道路改良や安全施設整備等に要する経費を追加するほか、特定公共賃貸住宅の維持修繕に要する経費を追加するものであります。

教育費では、宝達小学校の特別支援教室等で、床のシロアリ被害により子どもたちの学校生活の安全確保を図るため所要の経費を追加するほか、小学校施設整備事業として相見・志雄小学校の改修工事に係る調査業務に要する経費を追加するものであります。財源となります歳入予算については、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債を充てるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてであります。

追加いたしますのは、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、本年度中の契約締結を要するものなど新規案件を除いた例年の経常的経費に属するもののほか、押水農村環境改善センター・産業センター及び山村広場指定管理業務委託に要する経費について、それぞれ債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第76号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,137万6,000円を追加し、総額を19億5,656万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費において、給付費の伸びに伴い、一般療養給付費及び退職療養給付費など負担金を追加するものであります。

歳入につきましては、共同事業交付金、繰越金を充てるものであります。

債務負担行為の補正については、来年度の当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第77号から議案第82号までの6議案は、後期高齢者医療、介護保険、ケーブルテレビ事業の3特別会計及び水道事業、下水道事業、国民健康保険志雄病院事業の3公営企業会計の補正予算でありまして、いずれも債務負担行為の追加をするものであります。

一般会計でも説明しましたとおり、来年度当初からの契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第83号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び所得税法の一部を改正する法律の公布等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律により、新たな申告分離課税区分が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第85号 宝達志水町病院事業の設置等に関する条例についてであります。

本案は、平成29年5月1日から町立宝達志水病院を設置するため、宝達志水町病院事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第86号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、平成29年5月1日から町立宝達志水病院を設置するため、宝達志水町国民健康保険志雄病院事業の設置等に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第87号 指定管理者の指定についてであります。

本案は、宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター及び宝達志水町山村広場の管理を行わせる指定管理者を宝達志水町商工会に指定することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者の指定の期間は来年4月1日から向こう5カ年間であります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案につきましては、来年3月31日をもって任期満了となる宝達志水町山崎の梅田喜代美氏を再任いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案につきましては、来年3月31日をもって任期満了となる宝達志水町小川の広橋 賢氏の後任として、新たに宝達志水町麦生、越後雅子氏を法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期満了を迎えられます広橋 賢氏におかれましては、これまで人権擁護委員として、人権侵犯の監視と救済、そして自由人権思想の普及高揚に御尽力をされましたことに対し、深く感謝を申し上げたいと存じます。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○副議長（土上 猛君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○副議長（土上 猛君） お諮りします。諮問第2号及び諮問第3号は、人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第2号及び諮問第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

◎諮問案件の採決

○副議長（土上 猛君） これより採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案に対する質疑

○副議長（土上 猛君） 次に、諮問第2号及び諮問第3号を除く全議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎町政一般についての質問

○副議長（土上 猛君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。今回、私は小学校及び保育所の統廃合について質問したいと思います。

去る6月定例会でも小学校及び保育所の統廃合について質問をさせていただきました。そのとき町長から、統廃合に至るまでの経緯、そして統合までのスケジュールなどを答弁いただきました。その後、6月下旬から7月下旬にかけて、町内各地域で計12回保護者と地域住民に統廃合説明会が行われたかと思いますが、今回はそのことについて何点か質問をさせていただきたいと思います。

説明会の内容については、町のホームページに情報公開されていたものを私も拝見させてもらいました。参加人数や、どのような質問があってどのように回答したのかが詳細に記されており、大変わかりやすかったと思います。

ただ、私の知るところ、この情報公開されている説明会の内容について、多くの住民の方が知らないということを耳にします。

そこでお聞きしたいのですが、この統廃合説明会の保護者の参加人数の割合と住民の参加者の割合です。保護者の割合、関心度はそれなりに高いと思われませんが、住民の割合、関心度が低く感じました。このことについて、今後の対応、対策をお伺いしたいと思います。

す。

次に、参加者からの意見、要望などについてですが、一部説明会の趣旨を正しく理解、把握されていないような意見、質問などが見受けられました。また、統廃合によって過疎化が進むのではないかという声も見受けられますが、町としてどのように対応し、今後進めていくのか、また統廃合準備委員会の設置時期についても、あわせてお聞かせください。

最後になりますが、町執行部には、教育環境の充実、子どもたちの健全育成、学力低下防止の観点に基づき、これにかかわる保護者や地域住民への十分な説明と理解、協力を得られるよう誠意をもった対応を引き続きお願いしたいということを申し上げ、質問を終わります。

○副議長（土上 猛君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

小学校及び保育所の統廃合については、6月28日から7月28日の1カ月間の各小学校での説明会やパブリックコメントで、さまざまな御意見をいただきました。

本町といたしましては、説明会やパブリックコメントでいただいた御意見をホームページで公表するとともに、各学校、保育所、その他公共施設、これはアステラス、住民課、それに図書館、体育館等でございます、において閲覧できるようにしております。また、御意見の何点かについては、保護者宛てにも配付いたしました。今後の進め方については、12月中旬にもう一度各校区へ出向き、説明会を行ってまいります。

統合時期につきましては、保育所は平成30年4月と考えておりますが、小学校では改修が必要であることから、開校は平成31年4月を目指して進めております。

その他の御意見、御要望については、できる範囲内で地域住民の御意見を尊重しつつ、それを取り入れながら予算を立て、その予算を伴う事項については、今後、広報、あるいはホームページ等でお知らせして、示していきたいなというふうに思っています。

次に、統廃合の趣旨については、説明会で説明をしてまいりましたとおり、小学校においては、児童の減少によるさまざまな教育的な課題を解消し、教育環境の充実の観点から、早期の対応が必要だと判断しておることからであります。

保育所においては、児童の安心・安全の確保を図るため、現在の耐震基準を満たしている相見保育所、それに南部保育所において児童を集めることで、各年齢に合った保育を行うためにある程度まとまった児童を確保することによって、これらの趣旨については、お

おむね理解されているというふうを考えております。

統合準備委員会の設置時期については、所管の課長のほうから御説明させますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 学校教育課長 荒井一彦君。

〔学校教育課長 荒井一彦君 登壇〕

○学校教育課長（荒井一彦君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

統合準備委員会の設置につきましては、小学校、保育所それぞれ平成29年4月を予定しております。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 次に、8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 皆さん、おはようございます。

今までにない傍聴の方が、私の記憶では一番多いのではないかなというふうに思っております。

私は、貴重な時間をいただきまして、2点について質問をさせていただきます。先ほど久保議員が質問をした中身と趣旨が大体一緒なんですけれども、違う側面から質問をしたいと思います。

昨年、保育所、小学校の統廃合検討委員会が設けられまして、答申の結果、旧押水町、旧志雄地区が保育所1個、小学校1個にしようかと決まりました。その結果、今、レールの上へ乗って進んでいるわけなんですけれども、その中で、6月、7月の各地域、小学校の説明会において、いろいろな意見がありました。私も二、三回読ませていただきました。その中で、なぜ今、統合するんですか。答えは、35年に複式学級になる小学校があるから。複式学級は教育上好ましくないという。私はそうは思いませんが。そして、財政健全化のために無駄なものを省く。そして、統合委員会で決まったからこのように進んでいると。その3つのことで統廃合されたら、たまったものではありません。そう思いませんか。

保育所、小学校がなくなる地域、必ず過疎が進みますよ。それをどういうふうに対処するのか。一番いいのは、残すのが一番だと思います。なぜならば、第一小学校、今現在103名、宝達小学校73名、樋川地区は127名いるんですよ。子どもが減るから、それだけで、

複式学級は教育上よくないという人がいます。でも僕はそう思いませんよ。これまで昔から、小さな学校、分校を含め、これまでりっぱな生徒、優秀な人材が出ていますよ。多ければいいものではありませんよ。少なければ少ないほど先生の目が届いて、落ちこぼれもいないと思いますよ。そういうことを考えたことありますか。違いますか。

そして、ちなみに財政健全化、無駄を省く。一保育所の経費という、年間300万円ですよ。大体。小学校に至っては、第一小学校780万円、宝達小学校630万円、樋川小学校730万円しかかかっていないんですよ。

もし統合したって、子どもが増えるから経費がかかるんですよ。1つにしたって。それをいろいろ網羅して、ではなくなったらスクールバスで通うね。スクールバスも買わなくてはいけない。年間の経費もかかる。運転手の経費もかかる。それを網羅すると、どれだけ無駄なんですか。半分以下になりますよ。そういうことを計算したことありますか。

ちなみに、かほく市、3町が合併しました。旧高松、旧七塚、旧宇ノ気、小学校2校ずつあります。かほく市は大きいから。でも、この6つが平均に子どもいるわけではないんですよ。高松の大海小学校、何人いますと思いますか。94人しかいないんですよ。宇ノ気の金津小学校86人。でも、統廃合の対象にならないで一生懸命やっておるんです。

それはなぜですか。地域住民の子どもから年寄りまで一生懸命助け合って、小学校を核としてコミュニティで一生懸命やっている。ボランティアもやっている。そういういろいろな地元の熱い気持ちがあって、存続しているんですよ。

うちの町もそうすればいいんじゃないですか。今でもボランティアで、いろいろなことを皆でやっております。思いやり隊、子どもが通学するために年寄りのお母さんらが出て見守っておる。学校へ行って草をむしったり、掃除したり、いろいろなことをやっています。

だから僕の聞きたいのは、なぜ急いで統合をするのか。それがわかりません。中身は、先ほど久保議員の廃校になったらその地域をどういうふうに対策するのか、それは聞きませんけれども。

そして、やはり聞きたいのが、今、レールの上へ乗って列車が走っています。この列車のポイントを変えて迂回する線路をつくって、そこへ行く余地があるんですか。そして、列車をとめて下車することはできるんですかということを僕は聞きたいです。

次に2点目として、少子化対策について。

ことし生まれている子どもの数が今41人です。11月末現在で。3月いっぱいで見込み63

名生まれます。昨年は54名しか生まれておりません。その前の年は68名、多いです。今のところ大体60人前後を行ったり来たり。今年度、去年、おととしの政策のおかげで若干増えているのかなという思いも持っておりますけれども。もしその政策を5年も6年も前からやっておれば、もうちょっと増えておると思います。だから、来年度に向けて子育て支援、少子化対策に対して、どのような手を打つのか。

そして、若者定住。今年度、若い者が来ても町に住めないということで、町営住宅はありますよ。ありますけれども、古くて入る人がいないんですよ。若い者は特に。だから、その対策のために今年度、民間のアパートを建てたら最高500万円まで助成しますよということが打ち出されまして、今年度、3件ほどのどうですかという、役場にあったと思うんですけども、そこで今1件、建てております。いや、それはいいことだなと僕は思っております。

若者定住、若者がいないと子どもも生まれないんです。新築奨励金、50万円、100万円、それはわかります。もっともっと若者を定住させるために、いろいろな施策をやっていただきたい。

いつも、かほく市を例えて僕は言っているんですけども、かほく市はアパートへ入ると、2年間1万円の補助があたります。それは年齢つきですけども、そして、中古の住宅を買っても、最高150万円まであたります。

私は、かほく市にならってやれとは言いませんが、それ以上のことをやれば必ずうちの町に若者が寄ってきて、若者が寄ってくるということはやはり必ず子どもが生まれると思います。そういう観点から、やはり来年度に向けて、しっかりと予算をとって、若者定住に頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（土上 猛君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

統廃合の見直しについてであります。保育所・小学校とも当初の方針どおり、2小学校・2保育所で進めることとしておりますが、先ほど久保議員にお答えしたとおり、保育所においては平成30年4月に開所、小学校においては改修工事が必要であることから、平成31年4月開校を目指して進めてまいります。

次に、地域住民の意見を尊重しているのかにつきましては、今月、再度開催します住民

説明会において、これまでの御意見に対する説明をさせていただき、また意見を拝聴した上で、できる範囲で尊重してまいりたいというふうに考えております。

次に、統廃合された地域の過疎化が進むことをどのように思うのかにつきましては、小学校、保育所の統合により必ずしも地域の過疎化に拍車がかかるとは考えておりません。9月定例会においても寔達議員にお答えしたとおり、当町においては今後も出生数の減少傾向は続くものと推計はいたしております。

この人口減少のカーブを緩やかにするために、町総合計画において、さまざまな施策を実施しているところであり、その成果は、住宅新築奨励金の交付件数における町外からの移住者の割合が増加していることから、総合戦略における定住促進事業の効果が出ているものと考えております。なかなか一長一短には解消されませんが、人口減少対策については、今後も継続的に努力してまいりたいというふうに考えております。

その他の件につきましては、担当課長から御説明させます。

○副議長（土上 猛君） 企画振興課長 一家 剛君。

〔企画振興課長 一家 剛君 登壇〕

○企画振興課長（一家 剛君） 北本議員の御質問にお答えします。

若者の定住策に対するの質問でございます。

さまざまな要因により、町の人口減少が見込まれる中、若者定住対策事業につきましては、本町が将来に向けて発展していくための最重要課題と位置づけておりまして、組織を挙げた全庁的な取り組みの中で、方向性を合わせて施策を展開しております。

本年2月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるなどの4つの基本目標を定め、現在目標に向かって各施策を全庁的に展開しているところであります。

このように若者の定住策につきましては、全庁で展開しておりますが、施策の内容の答弁については、総合戦略を取りまとめております企画振興課のほうで答弁させていただきます。

総合戦略の若者定住策では、居住環境の整備、町外通勤者への支援、企業誘致の推進、子どもの育成支援の充実、結婚支援の充実、教育環境の充実の観点から各施策を立案し、10の事業を展開しております。

主な事業で申しますと、マイホームを取得した方に奨励金の交付と民間賃貸住宅入居者の家賃補助の宝の住まいの応援事業、また出産及び入学・進学といった節目にお祝金を交

付する宝たち成長祝い事業、若者世代の居住場所確保のため、民間賃貸住宅建設補助事業を展開しております。

総合戦略以外の定住策でも、居住環境整備のため、三世代ファミリー同居・近居促進事業を実施し、子育て支援の充実として、子ども医療費の医療機関窓口における無料化及び保育所の同時入所における2人目以降の保育料無料化を実施しております。

母子保健事業として、乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援に関する情報提供等を行っております。

また、この施策が効果的に定住につながるよう、宝のまちブランド推進事業として、戦略な施策展開を現在取りまとめているところであります。その戦略に基づきまして、効果的にこの施策を展開、推進していきたいと考えております。

また、来年の予算につきましては、来年度の具体的な予算額は、予算編成作業中のためまだ公表できる段階ではありませんが、事業実績及び見込みを把握しまして、適切な予算措置を考えておりますので、御理解をお願いします。

○副議長（土上 猛君） 住民課長 松原富美男君。

〔住民課長 松原富美男君 登壇〕

○住民課長（松原富美男君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

少子化対策をどのように思うのかとの御質問でございますが、こども家庭室も関連がございますが、私からお答えいたしたいと思っております。

本町の人口は減少傾向が続いており、このままの傾向で人口減少が進行した場合、町民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や町の財政基盤にも大きな影響を及ぼすとともに、地域社会の存立に係る深刻な事態につながるものが危惧されると考えております。

少子化の原因は、結婚に対する意識や若い世代などの所得の伸び悩みなどによる未婚化、晩婚化、非婚化と核家族化の進行、出産後の女性の就労継続、子育て世代の男性の長時間労働などによる子育てに対する負担感の増大が原因と言われております。その対策として、国は平成6年のエンゼルプランを皮切りにさまざまな施策を講じてきておりますが、なかなか成果が出ていない状況でございます。

このようなことから、国では平成27年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略（改定版）を閣議決定し、現在に至っております。

国の取り組みを受けて、本町でも平成28年2月に宝達志水町まち・ひと・しごと創生総

合戦略を策定し、総合戦略に掲げる4つの基本目標に基づいて、平成28年度から少子化対策を含めた人口減少対策として、各課でさまざまな事業に取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みでございますが、まず住民課においては、新規事業の若者通勤サポート事業や、宝たち成長祝い事業（出産祝金及び成長祝金）を実施しているところでございます。出産祝金は、支給対象者を第3子以降だったものを今年度から第1子以降に拡充して実施しており、少なからず少子化対策につながっているものと理解しております。成長祝金は、入学や進学といった節目に支給するものであり、同様の事業を県内でも実施している市町はないものと考えており、少子化対策の有効な手段の1つであると理解しております。

また、平成27年度から新たに、三世代での同居または近居を始めるための住宅の新築等を行う者に対して補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備とともに、本町の定住人口の増加に資することを目的として、三世代ファミリー同居・近居促進事業を実施しております。平成27年度の助成実績は3件で90万円でしたが、平成28年度の見込みは4件で120万円でございます。この事業も、定住人口の増に少なからず寄与しているものと理解しております。

子ども家庭室関係では、出会いの場を創出し、結婚の希望をかなえるため、宝の縁むすび事業により、結婚相談アドバイザーの委嘱、相談窓口の開設、相談者へのマッチングを実施しております。なお、結婚アドバイザーも6名となって、結婚を希望する人への出会いの提供を十分行える体制となってきております。

また、県内の市町に先駆けて、子育て世帯の経済的負担軽減のため、子ども医療費の医療機関窓口における無料化及び保育所の同時入所における2人目以降の保育料無料化を実施しております。

母子保健事業の一環では、新生児及び出生3カ月未満の転入児を対象とした乳児家庭全戸訪問事業を実施し、母親の不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行っております。また、ひとり親家庭支援が必要な家庭に対しては、学習支援事業、養育支援訪問などで健全な育成環境の確保を図っております。

いずれの事業も、少子化対策の上で重要であることから、平成29年度以降も、毎年度事業効果を検証しながら、継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 僕は、こんな細かいことを長々と聞くわけではないんですよ。簡単にいいんですよ、別にそんな答弁は。そんな帳面に書いたことばかりしゃべらなくてもいいんですよ。

そして、保育所、小学校がなくなったら、そんなすぐ過疎化が進まないと言っていました。僕はそうは思いませんよ。紺屋町の保育所なくなりました。今、若い者いますか。僕の知っている範囲では、何人も高松に行って家建てて住んでいますよ。なぜですか。近くに保育所がないからでしょう。保育所、小学校がなかったら、戻ってきて住む人は絶対いませんよ。当たり前のことなんですよ、そんなもの、僕に言わせれば。

だから、今統廃合するでしょう。必ず人口は倍以上減りますよ。5年に一度の国勢調査、今年度ありましたね。交付税を2億円減らされておるんですよ。それがまた5年後に国勢調査によって交付税、3億円、4億円減らされますよ。減らされるぐらいなら、それを使って増やすことも考えないと。多少無駄があってもいいんですよ。それが残るんですよ。僕はそう思いますよ。

もし経費を減らすならば、僕の思いですよ、保育士と小学校を一緒にすればいいですよ。今流行のピコ太郎ではありませんけれども、アイ・ハブ・ア・保育所、アイ・ハブ・ア・小学校、保育所小学校なんです。僕はそれを提案したいと思います。

以上です。

○副議長（土上 猛君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

今ほどいろいろ御意見を伺いました。物事を進めるときには、必ずメリット、デメリットがあります。やはりメリットの多い方向で進めるというのは、これは何事も天下の常道といえますか、当然いいほうに向かって進めるのは当たり前のことでございます。

これは、やはり小学校の統合や保育所の統合についても、同じことが言えるだろうというふうに思っております。現在、小学校、あるいは保育所の統合の問題でございますけれども、これは小規模だからやる、あるいは複式学級だからやるという以前の問題。

まず、これは一番、北本議員のほうが私よりも詳しいだろうと思っておりますけれども、なぜ合併したかと。2町合併したのはなぜ合併したかということまでさかのぼれば、おのずと

おわかりのとおりだと思います。

というのは、やはりこの件については、小規模施設を統合して、効率のよい行財政運営をやるために合併したというのが、合併当時の皆様方が決められたわけですが、合併の目的に沿って、今のこの小学校、保育所の統合も進めておるといふような話。そういうことで、この件については、統合委員会でやる以前に、合併したときにつくられました公共施設統廃合検討委員会においても、この方向が示されております。だから、それを具体化したのが現在の姿なんです。だから、それは北本議員もよく御理解していただけると思います。

そういうことで、既定方針どおり一応進めてさせていただくということでございますし、それから、子どもの数が減っていくということなんですけれども、先ほども新築住宅奨励金の話がありました。子育てしやすい環境づくりのために、今、町がやっておりますのは、少子化対策事業として第2子以下の保育料の無料、あるいは18歳以下の医療費の無料、宝たち成長祝金の支給、これは来年2月に第1回目が出てきますけれども、そのほかに、出産祝金の支給額を上げた。それから、プレミアムパスポート、三世代ファミリー同居・近居推進事業と、いろいろやっております。恐らくこの結果が出ておるのではなかろうかなと思いますけれども、27年度、新築住宅奨励金の支給したのが26件、そのうち町外からは11件来られております。これが27年度。

これを見ますと、26件で34人来られておりますけれども、40歳未満の方が27人来られております。79.4%に当たりますし、それから28年度、12月5日現在20件です。町外からは11件。40歳未満の方は21人で67.7%と。全体では20件の人口は31人でございますけれども、町外からは11件で、21人の方が来ておられると。こういうことが、子どもの数が、先ほど言われた、ことしの小学校入学の数が63人になるというふうにとられておられるのではなかろうかなというふうに思っております。

それから、人口減少。これは前回の27年度の国勢調査、それから前々回の22年度の国勢調査を見ましても、1世帯当たりの人数は、川北町が3.45ということで1位なんですけれども、宝達志水町は2.96ということで2番目に入っておりますし、1世帯当たりの人数は2番目に入っておりますし、それから人口減少率にしましても、下位から6番目というか、7.75%減っております。それから、所帯数の減少は下位から7番目ということで、113戸減っておりますけれども、下位から7番目ということで、減少率においては能登地区の他の市町に比べれば、現在のところはそんなに落ちていないというふうに理解しております

し、これから宝たち成長祝金が出るようになれば、もっと効果が出るのではなかろうかなというふうに思っておりますので、今後とも子育てしやすい環境づくりに向けて努力してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（土上 猛君） 8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 長くは言いませんけれども、財政健全化のためにレールに乗って決めたことだから進んでいると、それは本当にいいと思いますよ。でも、地域にいなくなったときに、やはりお金で買えない、お金ではかれないものがたくさんあるんですよ。それを僕はわかっていただきたいなというふうに思います。

そしてやはり、子どもファースト。今、ファースト、ファーストとやかましいですけども、それなんですよ、やはり。だから、もう少し見直す時期も来ているんですよ。だから、考え直していただきたいなと、僕は。

以上です。

○副議長（土上 猛君） 次に、9番 金田之治君。

〔9番 金田之治君 登壇〕

○9番（金田之治君） 私は、平成29年3月に任期満了を迎える町長選挙についてお尋ねをいたします。

津田町長には平成21年に就任をされましたが、当時、平成20年度決算における我が町の借入金残高は255億円、実質公債費比率は20.2%、将来負担比率は281.5%で、もちろん起債許可団体でありました。全国1,350余りの自治体の中で下から21番目、石川県内19市町の最下位であり、まさしく財政破綻寸前の状態でありました。

津田町長には、町長就任前は町監査委員として、このような財政状況において財政健全化の必要性を説かれておられました。また、長年石川県職員として勤務されたほか、輪島市助役を務められるなど、その経験と人格識見において、我が町の町政を委ねる最適任者として登場をいただきました。

以来2期8年の間、町民の理解を得ながら町政運営をされた結果、公債比率も本年度には14%を切るという大きく改善をいたしました。その改善結果があったからこそ、国・県の了解を得て、宝達中学校の建設ができました。また現在、志雄病院の移転新築が3月竣工、5月開院を目指して順調に進んでいるところでございます。

しかしながら、まだまだ楽観できる状況ではなく、これからもう少しこのままの政策を継続して進めていかなければ、県内市町の最下位を脱し、改善されつつある財政を安定させることができないと考えるものであります。よって、我が町の財政の安定を図り、次世代に渡すために、津田町長の健康が許される限り、3期目を目指していただきますことを願うところであります。

そこで、津田町長には、2期8年の町政執行について自己評価をしていただき、今後の宝達志水町に必要な施策、その取り組みなど、まちづくりの思いをお示しいただき、よろしくお尋ねしますので、お答えいただければと思っております。

以上です。

○副議長（土上 猛君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今ほど金田議員から、私の今後の進路についてお尋ねがございました。月日のたつのも早いもので、町の財政を健全なものにすることと、それから主要事業の実施時期の方向づけをすることを掲げて町長に就任しまして、8年が経過しようとしております。

1期目は議員各位に、また住民の方々の御理解、御協力をいただきながら、その約束の実現に向けて着実に前進するように、また成果が出るように努めてまいったところでございます。また、2期目につきましても、引き続き財政の健全化と並行して施設の統廃合、遊休町有地の処分、あるいは有効活用など、住民の方々が将来に希望が持てるまちづくりのために進めて、いろいろな事業を進めてまいりました。

結果として、平成27年度の決算では、平成22年度から県内で最下位でありました実質公債費比率は、就任時の21.3%から14.5%に改善することができ、順位も下位から3位までということで上昇いたしました。何とか最下位を脱出することができました。

また、将来負担比率につきましても、217.8%から108.2%と大幅に改善することができました。合併時から懸案でありました主要事業の実施については、その方向性を示すとしておりましたが、統合中学校は平成27年4月に宝達中学校として開校することができました。また、志雄病院の移転新築につきましても、本年2月に旧の志雄中学跡地に建設に着手し、来年3月完成、5月の開院予定まで進捗させることができました。これはひとえに議員各位並びに住民の方々の御理解と御支援、御協力のたまものと心から感謝と御礼を申し上げます。

なお、今後の基本的なまちづくりの方向としては、少子化対策、高齢化対策に重点を置きまして、子育てしやすいまちづくり、医療・介護の一体的な取り組み、交流人口の拡大、この3つの事業を推進する必要があるというふうに思っております。

1つ目の子育てしやすいまちづくりについては、教育及び保育の環境を快適なものに改善するために、その拠点となる小学校及び保育所の整理統合を進める必要があると思っておりますし、2つ目の医療・介護の一体的な取り組みについては、住民の方々に元気で長生きしていただくため、病気の早期発見・早期治療に努めるとともに、医療・介護・予防・生活支援の事務の一元化と、1人当たり医療費県内ワースト1からの脱却を図る必要があるというふうに思っております。

3つ目の交流人口の拡大を図ることについては、金沢の近郊であるという地理的条件を生かすため、その拠点となる、これは名称が何になるかわかりませんが、ふるさと交流館のような、一応拠点を民間の協力を得て整備する必要があるほか、関連する名勝、旧跡などの整備を合わせて整備する必要があるのではなかろうかなというふうに思っております。

これら3つの事業については、総合計画との整合性をとりながら、着実に実施していく必要がございます。

そこで、金田議員の御質問についてお答えするというよりは、私の現在の心境について述べさせていただきたいと思っております。

率直に申し上げまして、私と町政運営の基本姿勢を同じくする気力、体力とも充実した新進気鋭な方に町政運営を担っていただいたほうが、より理想的であるというふうには思っております。ただ、現時点で一言つけ加えさせていただければ、私のこれまでの取り組んできたまちづくりの基本姿勢や今後のまちづくりの基本方針と、次期町政を担いたいとする方の基本方針が異なるようなことであれば、どちらが町の将来のため、また住民の方々の幸せにつながる進路なのか、審判を仰ぐこともあり得るというふうに現在のところ思っております。それは私の現在の心境でございます。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 一般質問の途中でありますが、議事の都合により暫時休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番 柴田 捷君。

[5番 柴田 捷君 登壇]

○5番（柴田 捷君） 私は、本町の移住・定住施策の推進について、津田町長にお尋ねいたします。

北陸新幹線開業で、石川での暮らしへの関心が高まる中で、石川県ではふるさと回帰支援センターに職員の配置や、11月12月に関西中京圏で県内への移住を呼びかけるPRイベントを集中的に実施し、首都圏以外からも移住者の掘り起こしを行い、移住希望者の誘致に力を入れるとしております。急激な人口減少と高齢化は、地域を支える担い手不足や地域の活力の低下など、生活にさまざまな影響を与えることが懸念されております。

地域づくりは、地域住民が主体ではありますが、持続可能な地域の実現のために地域への人材移転の促進に向けて魅力を高める取り組みもしなければなりません。本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略でも、移住・定住の促進対策は重要な課題と位置づけられております。施策として、空き家バンクに登録されている空き家の改修経費の一部助成制度や、奨励金、祝金等の支援事業が行われております。これをもって、当町にぜひ移住して、あるいは定住してほしいとの積極的な発信ができているのかどうかをお聞きいたします。

移住・定住対策につきましては、石川県を初め県内の市や町では、今が好機と捉え、力を入れております。このような積極的な姿勢を津田町長はどのように感じられているのかをお聞きいたします。

地域への移住・定住を促進するためには、仕事の提供、住宅の提供、サポート体制の整備、そして情報発信が重要と考えます。移住者の仕事については、必ずしも本町でなくてもいいわけですが、住む場所として本町が選ばれることが大切であります。そもそも暮らす家がなければ、移住のしようがありません。空き家情報サイトには、本町の空き家バンク登録がございません。空き家バンクへの登録を待つことなく、空き家を発掘する施策も必要ではないでしょうか。お考えをお聞きいたします。

当町の魅力や取り組みなど、積極的な情報を発信することが重要と考えます。例えば、移住・定住促進施策等の紹介を盛り込んだハンドブックの発行、当町の紹介など、ウェブサイトを活用した情報発信や、移住相談会等への参加など、積極的に発信する考えがないのかお聞きをいたします。

最後に、移住定住を促進するための活動を継続的に行うためには、官民挙げて実働的な組織と体制をつくり、移住・定住のサポート体制を整備することも大切と思いますが、お考えをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

地域への移住・定住の促進について、県や各市町の積極的な姿勢をどのように感じているのかとの御質問であります。急激な人口減少と少子高齢化は、本町のみならず全国的に喫緊の課題であります。

このことから、全国の自治体では、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき策定した総合戦略等により、積極的に施策を打ち出しているところについては、実感しております。

本町でも、国の総合戦略の考えに沿った総合戦略を平成28年2月に策定しまして、その中で、移住・定住の促進対策は重要な課題と位置づけております。

その中で、本町の移住・定住の促進対策は、町外、県外からの移住を促すために町の対外的認知度向上のための情報発信は重要であると認識しております。取り組みの状況は、11月に開催した宝達志水町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議において、施策の途中経過について報告し、御意見をいただきましたが、おおむね順調であるという御意見をいただきました。

今後も、いただいた御意見を参考にして、積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、空き家を発掘する施策についてお答えいたします。

空き家の有効活用は、まちの活性化につながる有意義な施策であると認識しております。総合戦略にも空き家、空き地の活用による空き家バンクの創設を掲げております。本年8月に空き家バンク制度を構築して全国に向けて情報発信し、本町への移住、定住の促進や空き家の有効活用を図っているところであります。

しかしながら、現在の空き家バンク登録件数は1件ということで、まだ少ない状況でございます。まだまだ認知度が低い状況であり、今後は地元の区長及び宅地建物取引協会と連携しながら検討して、バンク登録の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、移住・定住施策の情報発信については、各事業の実施において、情報発信を常に意識するとともに、発信に際して、内容、対象に応じて最も効果的な時期や方法を検討するなど、計画的かつ継続的な情報発信となるよう、全庁を挙げて行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、移住・定住を促進するためのサポート体制の整備については、本町独自で官民挙げての実働的な組織と体制づくりの構築は、近隣市町を参考に今後、検討しなければならない問題だと思っております。

なお、既に県内で移住・定住に取り組んでいる、いしかわ第二のふるさと実行委員会、能登定住・交流機構、あるいは東京都にありますふるさと回帰支援センター等とは引き続き連携を保ち、人材誘致や情報発信など協力を得ながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 空き家バンクの件につきましては、区長等も入れてということであれば、地域がそのことについて共有化することはできると思いますが、情報発信については、全庁を挙げてという言葉につきましては、今までも何遍となくその答弁は聞いておりますけれども、実際に町のホームページを見て、ほかの人がそれを見て、宝達志水町でここに住むためにはどういうことがされているのか、どういう中身で支援されておるのかということを見ることができません。正直言って、できないんです。

それはつくり方の問題なんです。全庁挙げてというのは、全庁挙げてとはなっていないのではないですか。ほかの町のホームページを見てくださいよ。いい施策はいっぱい出ていますよ。県内で。そういうところをやはりぜひ参考にいただいて、うちの町ではこうするんだと、こうしていく。だから、こういう施策があるんですよ、ぜひ来てくださいという発信がされていないんですよ。そのことをやるのが大事なのではないですか。どれだけすばらしい施策をとっても、それが発信されない以上は誰が見るんですか。そこをしつかりとやっていただきたいと思います。

それから、定住サポートについては、交流機構だとか、そういう話は出てまいりましたが、そうではなくて、本町で、その人らが定住をする、あるいは移住してきた方に、それをどうサポートしていくかということが町の施策としてなかったら、誰がサポートし

てくれるんですか。それをサポートするために地区の方々、あるいは金融機関、経済界、そういう方々が、一緒にやろうじゃないかということで声を上げていらっしゃる方もいらっしゃる中で、うちの町は、そういう外部的なものだけで、うちの町としての定住サポート体制をとらずして、どうして誰がサポートしてくれるんですか。私はそのことを訴えたいんです。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の再質問にお答えいたします。

市町村は、御承知のとおり地方自治法に基づいて、それぞれ我が町の住民をいかに他の市町村の職員よりも幸せにするかということを競い合っている同業他社であると。平成28年4月1日現在、全国で1,718の市町村がございます。我が町といいますと、宝達志水町の職員も、やはりよその町の住民よりも少しでもよくするように努力しております。

地形も違いますし、人口構造も違います。環境も違います。財政力も違います。だから、よその町がやっているから、うちの町は何でやらんということと言われても、それは一方的な話であって、なかなか執行部としましては対応できない部分がございます。

だから、今後やはり他の町のいいところをとって、我が町の特徴をそれよりプラスして、我が町の特徴を生かしたまちづくりをする。これにはやはり、いろいろな情報の収集とか、それから進め方とか、いろいろな時間的なこともあります。だから、簡単には言われますけれども、やはり難しい点はございますので、それはやはり少し時間を割いていただきたいなど、見ていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 大体、財政困難ということからスタートしていることはわかっておりますけれども、やはり最低限やらなければいかんことはやらなければいかんのです。いろいろな定住施策、移住施策について、いろいろなところでいろいろな会議がやられている。イベントもやられている。しかし、そのときにうちの町から誰も出席できていないんです。見に行ったという話は聞いております。しかし、うちの町はこういうところですから、ぜひどうですかという話は聞かない。

やはり時間はかかるのかもしれませんが、積極的な、できる範囲のもので、積極的な体制をぜひつくっていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 再々質問でございます。

今ほどの御意見は拝聴いたしておきます。

○議長（林 一郎君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩します。なお、午後は1時から会議を開きます。

午前11時30分休憩

午後1時02分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、7点について一般質問いたします。

最初の質問は、役場窓口の民間委託構想についてであります。

我が町の窓口業務の1つに、戸籍事務があります。戸籍は国民の身分関係を登録し、公証するものであります。その事務は、公務員による実質的審査によって行われ、その実務経験が、今はやりの闇金被害などで信用を偽装する偽装養子縁組などの違法脱法事案を未然に防止します。窓口の公務員の皆さんの深い経験と知識が求められる、複雑で重みのある事務であります。私はこう思うのですが、いかがでしょうか。住民課長にお聞きします。

こういう大事な窓口業務ですが、あろうことか厚労省が平成25年3月に317号通達を出して、行政の窓口事務の民間委託拡大を認めた通達を出しました。恐らく宝達志水町でも、この通達に基づいて、窓口業務委託構想が出てきていると思います。

その通達により、通達が出た次の年、平成26年に窓口業務を民間委託した東京都足立区が問題を起こしました。労働局や法務局に業務の是正を命じられました。その事件の中身を住民課長にお聞きします。

厚労省は、問題を起こすきっかけとなった317号通達の改善を迫られました。どのよう

なものとなったのか、住民課長にお聞きします。

2010年12月の法務省の3200号通達で法務省は、書類が整っていれば書類を受理するしかないという形式的審査主義ではなくて、市区町村の実質的審査権を明確にして踏み込んで審査できるとし、疑義ある養子縁組においては、法務局に受理照会をするという運用が行われて、抜群の効果が今上がっています。届け出に対して記載漏れがあるかどうかだけでなく、届け出人の挙動も含めて、実質的審査の対象になる、積極的に法務局に受理照会をするようにとの通達が出ています。

この通達は、戸籍事務に携わる高度の専門的知識と経験を持っている戸籍事務者の方々に対するアンケートに基づいて出された通達であります。戸籍事務の入力にはコンピューターを使いますが、それには自動審査機能を備えなければならないとされています。入力するだけではありません。コンピューターと対話形式で職員が行うことにより、誤りを少なくするという形式であります。

例えば、出生届の入力をするとします。そうすると、生まれた子が婚姻後4カ月以内ですがよろしいですかとコンピューターが聞いてきます。それは、婚姻から200日以内の出生は嫡出子の推定を受けないからです。このメッセージに対して、オーケーだとクリックすることは、推定されない嫡出子として受理をするという法律上の判断をしていることになります。母親についても聞かれます。離婚歴があるかどうかも含め、本籍地に問い合わせるといことも時には行われます。単なるコンピューターでの入力が全て法的な手続につながっている業務が、窓口業務、戸籍事務であります。

戸籍の信頼性が確保されるということは重要であり、基本的な公的事務であります。この窓口事務を民間委託するおつもりですか。町長にお聞きします。

次に、小学校と保育所の統廃合についてお聞きします。

国道159号線から第一保育所に入ったすぐの敷地に、小学校と保育所の統廃合反対と書かれた旗が何本も立っておりますが、学校教育課長と福祉課長、御存じですか。また、その反対をお二人の課長、どう受け取っておられるのか、お聞かせください。

町長にですが、保育所や小学校の統廃合は、住民の同意が必要だと考えます。住民の同意抜きでの統廃合はやらない、町長は言えますか。いかがでしょうか。

次に、子どもの貧困対策と就学援助制度についてお聞きします。まず、子ども推進室長にですが、子どもの貧困対策法第10条の規定をお聞かせください。

以後は、この10条に基づいてお聞きしますが、入学前に用意するカバンや制服などの就

学援助費を3月の段階で支給する自治体が、羽咋郡市でも、例えば羽咋市や志賀町など県内でも増えてまいりました。そこには、昨年出された文科省通達が背景にあります。どのような通達があり、この通達どおりに行う必要があると考えますが、いかがでしょう。

また、当町における就学援助費の支給内容についてお聞きします。

1点目は、給食費の援助についてであります。

中能登町や金沢市などは、給食費への援助は10割援助が行われています。当町ではどれぐらいの割合で援助していますか。子どもの貧困対策との関係で、全額援助をすべきですが、いかがでしょうか。

また、就学援助の援助認定基準は、宝達志水町は生活保護基準の1.3倍の所得の家庭となっています。宝達志水町は以前、生活保護基準の1.5倍が適用されていました。実はこの1.5倍というのは、根拠があるのです。立命館大学の唐鎌直義教授は、就学援助が生活保護基準の1.3倍だと、総合的に見て生活保護基準以下の生活になるとの調査結果をお持ちです。論文も発表されております。生活保護基準以下にならないようにとの考えでつくられた就学援助制度であります。生活保護基準の1.3倍という認定基準に根拠がないなら、1.4倍、1.5倍にすることが必要ですが、いかがでしょうか。学校教育課長にお聞きします。

次に、就学援助費と子どもの貧困対策法第4条との関係でお聞きします。

子どもの貧困対策が当町で計画をもってなかなか進まない、その原因は一体どこにあるのか、こども家庭室長にお聞きします。

この問題の最後に、町長の認識をお聞きします。子どもの貧困対策は喫緊の課題であり、対策の対象者を一刻も早く認定し、県や国と協力することが求められていると考えますが、いかがでしょう。

次に、雇用促進住宅の活用についてお聞きします。

この質問は前回9月議会でも、若者対策人口増対策の問題としてお聞きしました。町には昨年、財団法人雇用能力開発機構より、雇用促進住宅の購入のお願いの申し入れがあったと思います。金額は、時価の半額。そう言われています。恐らく町からの議会への報告がありませんが、購入の拒否をされたのでしょうか。その後、売却計画が発表され、町が購入できない条件となりました。

ところが、その後、2つの動きがありました。第1点目は、財団法人雇用開発機構の売却計画がどうなったのかということでもあります。まずそれをお聞きします。

2点目は、11月終わりに総務省は、人口減少対策で成果を上げた自治体に、交付税を手

厚く配分する方針を固めたとの報道がありました。詳細をお聞きします。

この問題の最後に、町長にお聞きしますが、今こそ雇用促進住宅を安価で取得し、若者定住対策と位置づけて、人口増と交付税増を図るお考えはあるのかどうかお聞きします。

次に、国民健康保険についてお聞きします。

先ごろ全国知事会は、国民健康保険税の課税において、子どもに均等割がかかっている問題を指摘し、その廃止を国に求めました。確かに組合健保や公務員の皆さんが加入されている共済組合などでは、子どもがどれだけいても、健康保険の家族になっていても、子どもに均等割負担はかかりません。国民健康保険だけが子どもからも保険料を取る仕組みになっております。そこを批判して、全国知事会が国に廃止を求めたのです。間違いありませんか。健康福祉課長にお聞きします。

次に、国から新たに地方自治体に支給された国民健康保険への支援金との関係でお聞きします。この支援金の本来の目的は、国民健康保険加入者1人当たり5,000円の保険税の引き下げに支出するとの目的で支給されたものであります。間違いありませんか。

この国民健康保険の問題の最後に町長にお聞きします。国民健康保険税の高さは、全国知事会でも認めたように、その他の健康保険と比べて、保険料、保険税が高過ぎるという問題を持っています。ところが、保険税引き下げのための国からの新たな支援金も国保税の引き下げに回さない町政運営が行われています。そういう自覚はおありですか。支援金の目的である保険税の引き下げ、少なくとも子どもの均等割をなくすことが求められていますが、いかがでしょうか。

次に、介護保険制度についてお聞きします。

来年4月から介護度の要支援1及び2の方の通所介護や訪問介護は、介護保険事業から自治体の総合事業に移行されます。このことについて、ことし10月、厚生労働省は、総合事業での介護についての単価設定の通達を出しています。それはどのような通達であり、町はこの通達に基づき、どう単価の設定を考えているのか。施設や現在利用しているところに迷惑をかけない、そういう設定を考えているのかどうか、健康福祉課長及び町長にお聞きします。

最後に、輪島市門前町に予定されている巨大産業廃棄物処理施設の問題についてお聞きします。我が町にも大いに関係のあることだと考えるからであります。

ことし9月11日、のと里山空港200万人利用記念式典に、私は総務常任委員長の代理で、津田町長及び林議長及び一家企画振興課長とともに参加しました。その他の参加者は、石

川県選出の国会議員5名、能登地域の県議会議員全て、そして能登地域の全ての首長、商工会会長など、非常に有意義な式典でありました。

特に谷本知事と能登半島広域観光協会理事長の小田禎彦さんと女優の若村麻由美さんの対話セッション、志岐全日空常務の御挨拶が印象的でした。小田禎彦さんからは、昨年の海外からの日本への観光客が2,000万人を超えたこと、JRのこししの標語が行きたかった日本であり、日本の原風景が残っているところ、能登のキリコなどの祭りがあるところ、自然の豊かなところを指していると語り、日本の観光推進協会が東京オリンピックまでに海外からの観光客を4,000万人にしようとしていることを紹介され、能登はまさに世界から求められる観光地であり、今後も力を入れて誘客活動に取り組んでいきたいとお話をされました。

これを受けて全日空常務の志岐さんは、ヨーロッパの富裕層のグルメツアーが日本に興味を示している。彼らを連れてくるときに大事なものが3つある。うまい食べ物、うまい酒、景色。その全てがそろっているのが、この能登であり、この能登に必ず彼らを連れてきたいと決意まで語っておられました。

谷本知事は、私の立場としては、のと里山空港や小松空港に入って、そして石川県に入ってもらい、金沢から新幹線かがやきで出ていってもらい、その反対も試してもらいたいと語っておられます。

女優の若村麻由美さんは、のと里山空港に降り立ったとき、自然豊かな緑の山と青い海が迎えてくれる、どこにも負けない景色だ、ああ帰ってきたという気持ちにさせてくれるのが能登、自然と人の豊かさ、温かさ、人懐こさ、食べ物のうまさは大きな宝ですと語ってくれました。

また、そこで知り合ったある商工会の会長の方は、海や山などの自然を利用した体験型の宿泊や、塩づくりを初めとするまちおこしの話を語ってくれました。能登の里山里海を利用した地域づくりが始まっているという印象をこの記念式典は感じさせてくれました。

ところが、それを全て破壊してしまおうというのが、輪島市門前町での巨大な産業廃棄物処理施設の計画だと思います。その計画が浮上してきました。約50年間も続く大型トラックによる産廃の奥能登への運び込みと、アクシデントによる漁業水産物への被害など、輪島だけでなく能登全体の観光や地域おこしに計り知れない打撃が考えられます。輪島市だけの問題とは言えません。

さて、のと里山空港を利用した能登地域の交流人口の増大を目指した取り組みと、この

産廃計画は矛盾すると思われませんか。またのと里山空港200万人利用記念式典で発言された知事や観光協会会長の発言と、この巨大産廃計画は矛盾すると思われませんか。企画振興課長にお聞きします。

最後に、宝達志水町の交流人口を増やす取り組みとも大きな矛盾をする輪島市への巨大産廃計画を認可しないよう知事に求めることが必要であります。町長にお聞きして、一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、窓口業務についてであります。民間委託ではなく、公務労働の意味を認識した業務改善が求められると思うがいかがかとの御質問であります。国では平成18年6月に、国の行政機関等、または地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねるという観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して、官民競争入札、または民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法を制定し、国民のためにより良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指しているものであります。

本町においても、法律の趣旨に沿って、民間事業者独自のアイデアやノウハウを生かし、町民サービスの向上と効率的な行政運営を図る観点から、労働局や法務局と協議を行うとともに、個人情報保護に十分に配慮し、窓口の業務を一部民間委託を進めていきたいと考えているところであります。

次に、小学校・保育所の統廃合について、一つ一つの校区の同意を抜きに統廃合すべきではないと思うがいかがかについては、先般6月から実施しました統廃合説明会では、いろいろ御意見を頂戴しております。その中には、統廃合に賛成するというもの、地域のコミュニティが薄れるので反対するというものなど、相対する意見がありました。それでも、それらの意見を聞きまして、それでも町としては、やはり子どもたちの成長にとって何が重要かという視点から、この統廃合を考えさせていただいております。

確かに小学校、保育所は地域の中核施設であり、なくなることは住民には耐えがたい思いがあるという思いは私もいたしますけれども、児童数が年々減少し、複式学級や混合保

育の発生という状況を看過することはできません。

また、保育所においては、現行の耐震基準に適合した保育所に児童を集めることは、児童の安心・安全を確保することは最も大きな理由であります。いずれにしろ、次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境づくりと、児童の生命を守ることが、行政の長たる私の責務であり、統廃合は必ずやらなければならないという決意であります。

次に、子どもの貧困対策の認識を問うについては、6月議会でもお答えいたしましたとおり、法律の基本理念にあるように、子どもの将来はその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現しなければならないと考えております。

本町では、現在でも相談業務の中から、生活に困窮している世帯については、その都度、その世帯の状況に応じて、できる限りの支援を行ってきております。今後、貧困の実態調査をいたしますが、対象となる世帯が判明した場合は、国・県と連携を図りながら、どういった支援が必要なのか、聞き取り調査をしながら対応をまいりたいというふうに考えております。

次に、雇用促進住宅に関する質問であります。平成28年9月議会においてお答えいたしましたとおり、雇用促進住宅は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置し、閣議決定された方針、計画の中で、平成33年をめどとして譲渡・廃止することとしております。

譲渡・廃止の方向について、雇用支援機構は、所有している雇用促進住宅を一括して売却公告を行い、売却することとし、単体での譲渡は行わないこととしております。その方針によりまして、平成28年5月に所有している全国の雇用促進住宅を一括して売り払い公告を行っております。その後の経過につきましては、平成28年10月の期限までに雇用促進住宅民間譲渡の応札者がなかったということがございます。

今後につきましては、再度売り払い方法を同様のやり方で実施するのかなどを検討中であり、方針は未定であるということがございます。

平成28年9月議会でもお答えしたように、雇用促進住宅は子育て世帯の住居として、また若者定住にも寄与してきたことは認識しております。

しかしながら、今後の維持管理に係る経費、リフォームに要する改善経費等を考慮いたしますと、現在のところ、町で購入する予定はございません。

町といたしましては、若者や子育て世代への居住支援のため、総合戦略の事業等で民間賃貸住宅建設促進等の居住環境の整備を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、

御理解を賜りたいと思います。

次に、国民健康保険の安定化に向けて、来年度からは地方自治体への支援金が追加助成されるとのことでありますが、現段階では予算配分は流動的で、来年度の増額分は今後の広域化に向けての県への助成と考えられることから、町の保険料には影響がないものと考えております。また、子どもに課税する均等割でございますが、町独自の判断ではなく、国の方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の国の動向を注視しながら、決定してまいりたいというふうに考えております。

次に、介護保険制度の御質問でございますが、今まで介護保険制度の予防給付として、全国一律に提供されていた要支援者の訪問介護・通所介護は、介護保険法の改正により、平成29年末までに、町が行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行することが義務づけられております。現行の介護事業所による現行のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体を活用した高齢者支援を行うことができるような制度になりました。

平成28年10月27日付事務連絡にて、厚生労働省から、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な施行について、適切な単価設定が行われない実態が指摘されており、ふさわしい単価を求めるとの通達がされましたが、町は適切な単価設定を提案し、ふさわしい単価について介護事業者の方々と十分協議をして進めているところであります。

また、現行の同じ介護サービスが必要な方が利用するサービスについては、委託費を介護報酬と同額にし、現行と同じ質と量のサービスを提供いたします。

基準を緩和したサービスについては、要支援者の多様な生活支援のニーズに対応するためには必要と考えており、事業者や地域の実情に応じて慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、輪島市門前で計画されている産業廃棄物最終処分場の建設計画については、県や関係市町等で進める、のと里山空港を利用した能登地域の交流人口増大を目指した取り組みや、平成28年9月にのと里山空港200万人利用記念式典の挨拶の内容と矛盾するのではないかとの質問でございますが、輪島市門前町大釜で計画されている産業廃棄物最終処理処分場の計画については、法律に基づき、県や地元輪島市がさまざまな影響等を考慮しながら進めているものであります。

産業廃棄物最終処理処分場は、廃棄物の減量化や再利用等の取り組みを行っております

が、重要で必要な施設であります。そのため、必要な施設を県や地元がさまざまな観点から検討を行い、建設することになれば、関係する団体が進める交流人口増、挨拶の内容には矛盾するものではないというふうに考えております。

次に、町が進める交流人口増の取り組みと矛盾していないか、建設計画の認可を行うよう知事に求めないかとの御質問でございますが、先の答弁と同様、必要な施設を県や地元がさまざまな観点から検討を行い、建設することになれば、町が進める交流人口増に矛盾はしないと考えます。同様な理由により、建設場所が輪島市であることから、建設計画の認可が行われないことを知事に求めることは現在のところ考えておりません。

今後も、県や能登地域4市5町とともに一丸となり、能登の観光振興、交流人口の増に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので御了承を願います。

○議長（林 一郎君） 住民課長 松原富美男君。

〔住民課長 松原富美男君 登壇〕

○住民課長（松原富美男君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

1点目の窓口業務の書類とその裏づけは、また窓口業務の専門性をどう認識しているかとの御質問でございますが、まず、窓口業務の種類は、住民異動届の受付業務、住民票の写し等の交付業務、戸籍の附票の写しの交付業務、戸籍の届出業務、戸籍謄・抄本等の交付業務などあわせて24業務ございます。

次に、法的裏づけについては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる公共サービス改革法でございます。及び平成27年6月4日付内閣府公共サービス改革推進室通知により、民間事業者に委託することが可能となっているものでございます。

次に、窓口業務の専門性をどう認識しているかでございますが、窓口は、町民と直接応対して用件の処理や書類・金銭の受け渡しなどをする部署であることから、専門知識が必要であると認識しております。

2点目の2014年に東京都足立区の窓口業務の1つである戸籍業務が、労働局や法務局に指摘、是正させられた事件はどのようなものかとの御質問でございますが、これは、足立区では、平成26年1月から戸籍事務を民間事業者に全面委託をしていましたが、同年3月17日に東京法務局より、戸籍事務で区が判断すべき業務を民間業者が行っているのは、委託のできる範囲を超えていると指摘を受けたものであり、また東京労働局は同年7月15日に、足立区が委託業者に対して指揮命令を行っていたことは、労働者派遣法に違反する偽

装請負に当たるとして、是正の指導を受けたという事件であると承知しております。

3点目の行政の窓口業務の民間委託拡大を認めた法務省通達である317号通達（2013年3月28日付）でございますが、の不十分さを自覚した法務省はどう改善させたのかとの御質問でございますが、これは平成25年3月28日付法務省民一第317号民事局民事第一課長通知に関連して、平成27年3月31日付、法務省民事局民事第一課補佐官事務連絡により戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について、民間委託に関するQ&Aを作成し、各地方方法務局戸籍課長宛てに通知をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 荒井一彦君。

〔学校教育課長 荒井一彦君 登壇〕

○学校教育課長（荒井一彦君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

北川尻地区に統廃合反対ののぼり旗が立っていることは承知しております。

反対の理由につきましては、のぼり旗に名前が記されておらず、誰が反対しているのかわからないので、当然その理由についてもわかっておりません。

しかしながら、7月に行った同地区での統廃合説明会で挙がった参加者の質問、意見から、小学校においては、相見地区に保育所、小・中学校が集中することに反対している、小規模校のほうが先生の目が行き届くため統合しなくていいのではないかと、平成30年度の統合は時期尚早ではないかなどの理由ではないかと推測しております。

保育所においては、保育所が遠くなることで、保護者の送迎についての負担が増えること、地元保育所への愛着によるものが主な理由であると推測しています。

次に、子どもの貧困対策につきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条の規定では「国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされております。

就学援助費を3月に支給するべきではないかということにつきましては、就学援助費は、4月に在学者の保護者から就学補助申請を受け、基準審査時に前年の所得を見るため、それが確定する6月に最速で事務処理を行い、同月下旬に最初の支払いを行っております。支給の確定条件に前年度の所得を見るため、所得が確定する6月以前での支給は難しいと考えております。新入学児童生徒学用品費でも、支給要件が在学している児童・生徒が対象であるため、3月では新入学児童は該当にならず、入学前に受け取れるようにすること

は制度上難しいと思われます。

ただ、今年度から新入学児童生徒たちには、子どもの育成支援の充実を目的に宝たち成長祝い事業が実施され、祝金が3月中に申請者に支給されますので、そちらを活用していただきたいと思っております。

次に、給食費を実費全額の助成をすればどうか、援助費認定基準を生活保護基準の1.4倍にすべきではないかということについてです。

給食費ですが、小学校では年間1人当たり11万2,320円、中学校では11万8,080円かかっております。そのうち保護者から実際にいただいております金額は、小学校で4万9,500円、中学校では5万6,100円であり、50%以上を町で助成しております。就学援助費認定者には、それに加え8割を助成しておりますので、御理解をお願いします。

援助費認定基準につきましても、近隣の市町を参考としており、今しばらくは1.3倍で推移を見ていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） こども家庭室長 金田成人君。

〔こども家庭室長 金田成人君 登壇〕

○こども家庭室長（金田成人君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条との関係で、子どもの貧困対策が本町で計画として進まない原因はどこにあるのかについては、同法第4条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されております。また県では、いしかわエンゼルプラン2015が同法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画の性格を併せ持つ計画としております。本町の計画策定については、6月議会でも答弁しましたとおり、まず実態調査を実施し、現状を把握したいと考えております。

国では、平成27年度、少子化の状況及び少子化への対処施策の概況の報告書において、子どもの貧困対策を推進するに当たっては、経済的にもさまざまな困難を抱えているひとり親家庭等に対して、特にきめ細かな支援が必要であるとしていることから、核家族の児童扶養手当受給世帯に絞って調査を行い、実態を把握してまいりたいと考えております。児童扶養手当の認定は、毎年度11月末に県が行っております。この認定結果に基づき、今年度は25世帯について調査したいと考えております。

なお、子どもの貧困対策の計画ではありませんが、本町では子育て世帯の経済的負担軽

減として実施している保育所同時入所の第2子以降の保育料無料化、子どもの医療費の病院窓口における無料化、児童の成長に合わせて現金を給付する宝たち成長祝い事業、国・県事業ではありますが、保育料の低所得多子世帯の無料化などの施策を既に実施しております。

国と県との協力については、今後協力体制を築きながら、有効な施策につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 財政課長 村井仁志君。

〔財政課長 村井仁志君 登壇〕

○財政課長（村井仁志君） それでは、小島議員の交付税に関する御質問にお答えいたします。

総務省が、人口減少対策で成果を上げた自治体に地方交付税を手厚く配る方針の内容についてであります。交付税における人口減少等特別対策事業費の算定は、平成27年度から人口の増減率などの指標の数値が悪い団体の需要額を割り増しする取り組みの必要度と、数値が改善された団体を割り増しする取り組みの成果の2つが加味され、算定されております。平成27年度、平成28年度は、全国ベースで取り組みの必要度分として5,000億円程度、取り組みの成果分として1,000億円程度、合わせて約6,00億円が配分されています。

先般、国の経済財政諮問会議で総務省は、今後の地方行財政改革に関する方針説明で、地方創生の取り組みを一層促進することから、交付税算定で人口増加などに向けた取り組みの成果をこれまでよりも一層反映させる考えを示しました。

これによりますと、人口減少対策の進捗に合わせ、算定額の一部を必要度から成果へシフトし、人口が増えるなどした自治体への交付税支援を強化するもので、平成29年度から3年間をかけ、段階的に実施され、取り組みの成果の算定額は1,000億円程度から2,000億円程度に拡大され、一方、取り組みの必要度は4,000億円程度に減額となるものであります。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村山敬一君。

〔健康福祉課長 村山敬一君 登壇〕

○健康福祉課長（村山敬一君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、国民健康保険税については、全国知事会は、子どもに係る均等割の廃止ではなく

軽減についての要望をし、社会保障審議会医療保険部会へ提出したことについては、承知しております。

また、昨年度から追加助成された支援金についてですが、昨年度末から医療費の高騰に伴い、療養給付費に補填いたしました。それでも、平成27年度国民健康保険特別会計は単年度決算では赤字となり、1人当たりの保険税引き下げはできませんでした。

次に、介護保険制度についてですが、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、単身高齢者・高齢者のみの世帯、認知症高齢者、要支援・要介護認定者の大幅な増加が見込まれ、介護給付費の増大、少子化による介護職不足、介護保険サービス不足も予想されます。

そこで、国は介護保険制度を改正し、高齢者ができるだけ住みなれた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、高齢者を社会全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を義務づけました。

その地域包括ケアシステムの構築の具体的な取り組みの1つとして、今まで全国一律の予防給付、要支援者の訪問介護と通所介護については、平成29年4月から段階的に町が行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

現行の訪問介護・通所介護サービス事業者の方々への1回目の説明会は、平成28年10月27日に行っており、サービス事業者や利用者の方々には不安や心配をかけないように円滑に進めていきたい趣旨をお伝えいたしました。基準単価の提案につきましても、町の積算根拠をお伝えした上で、事業者の採算に影響を与えないよう考慮した意思をお伝えし、各事業者と協議させていただきました。

現在、各事業所の御意見・要望等のアンケートをまとめており、2回目の説明会の準備をしているところで、ふさわしい単価になるよう今後十分協議を重ねていきたいと思っております。

また、現行と同じ介護サービスが必要な方が利用するサービスにつきましては、多職種による地域ケア会議で協議し、利用者が望む今までと同じ事業者を指定し、介護報酬を現行の同額で現行と同じ質と量のサービスを提供いたします。

緩和したサービスとは、基準の一部を緩和したサービスであり、基準とは、介護サービスに係る人員の資格・設備・運営などのことです。例えば、家事介護における秘密保持などの一定の研修を修了いたしました主婦が、専門職の指導のもと、家事介護の通所介護のお手伝いをすることが可能であります。

緩和したサービスを行うことは、利用する方の選択肢が増えることですが、それにより

現行のサービス事業者が停滞することのないように、不足する介護専門職を助ける団塊の世代や主婦などのボランティアを町が育て、事業者が経営が継続するように配慮していることが多様なサービスを構築していくことだと思っております。

総合事業では、団塊の世代の方々が地域の担い手、介護予防ボランティアとなっただき、住民やNPO、企業と地域の団体が相互に助け合い、多様なサービス、緩和型サービス、住民主体型サービスの担い手として活躍していただき、介護予防と生活支援を目的とした生きがいと思いやりのある地域づくりを目指していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（林 一郎君） 一家 剛君。

〔企画振興課長 一家 剛君 登壇〕

○企画振興課長（一家 剛君） のと里山空港を利用した能登地域の交流人口増大を目指した取り組み及び平成28年9月に開催されたのと里山空港200万人利用式典の知事等の挨拶について、巨大産廃施設は矛盾する計画だがいかがかとの質問であります。

まず、のと里山空港を利用した能登地域の交流人口の増大につきましては、県や能登地域4市5町等で構成する同盟会などで、一丸となって取り組んでおります。いずれも恵まれた自然と観光資源を生かした事業展開に取り組んでおり、その重要性は、県や輪島市を初め4市5町は十分理解しております。

また、平成28年9月に開催されたのと里山空港200万人利用式典での知事等の発言につきましても、いずれも挨拶の中で、能登の観光資源、交流人口の増は自然の豊かさであり、それを生かした取り組みに取り組んでいく、またはいただきたいとの挨拶でありました。

このことにつきましても、先ほどの答弁と同じように、必要な施設を県や地元がさまざまな観点から検討を行い、建設する計画は、挨拶の内容、そして取り組みに矛盾がないと考えます。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 1点目は戸籍事務の民間委託なんですけれども、先ほど317号通達で、東京の足立区で問題を起こして、その後でまた新たに事務連絡が入ってと言いましたけれども、その中で、戸籍事務の一部を民間事業者へ委託する場合であっても、それにより市区町村の職員の執務能力が低下することのないよう十分な対応を講じる必要があるとしている。民間委託をすることによって、職員の体制を弱めたり、丸ごと民間業者に置

き換えることを禁じておるんです。体制を弱めるなということ。これは、このままでいいですか、どうかというのを住民課長のほうにお聞きします。

2番目ですけれども、小学校、保育所の統廃合の問題です。第一地区から非常に重要な問題提起が、説明会の会議の中でされたと思うんです。相見地域だけに公共施設を持っていったら大問題や、人口の流出が激しくなるという大事な大事な問題提起ですよ。これを受けとめる、これを解決しないと、私は合併というのはだめだと思います。

町長が先ほど、どなたかの一般質問の答弁の中で、合併の約束事で公共施設統廃合と言われましたけれども、合併に住民が参加したのは、そういったことではないんです。負担は軽いほうに合わせる。そして、福祉は高いほうに合わせるというふうにどんどん言っていたんです。この議席で言うと、6番以上の方々が合併のときにおられましたし、皆さんそうやって住民を納得してもらってきたんです。私はそれはできないよということで反対していたんですけれども、でも、そうやって住民を納得してもらったんです。それが合併のお約束なんです。

ですから、その約束と違うことをしようとするんですから、やはり住民の意向を一番大事にしなければだめだと思います。文句は言わないところをやったらいいではないですか。でも、異議あり、これを解決してくれなければ困るところは、やはり住民の意見を聞いて、そこに従うべき。こういう立場が求められると思います。だって合併の約束から違ったことをしているんですから。

3番目には、就学援助の問題です。今、学校教育課長、就学援助の認定基準は生活保護基準の1.3倍、これは石川県全部そうなんです。そこをずっと見ていこうというふうに言われていますけれども、先ほど町長が柴田議員に言われた、ほかの町がこうだからこうだというのはおかしいというふうに批判されていましたが、それを返すなら、その言葉をそのままお返ししたいんですけれども。私は法的に実態として、就学援助の生活保護の1.3倍というのは、余計に持ち出しが多くなって、そして生活保護以下になってしまう。だから1.3というのは問題なんですよ、以前の押水時代がやっていた1.5というのは根拠があるんですよということを言ったんです。

ですから、やはり根拠のないことをずっと続けるのではなくて、皆さん方、法律に基づいて仕事をしておるんでしょう。生活保護に行かないようにということで援助制度があるんですよ。ですから、ちゃんとした根拠をもってこの数字を決めていく。要するに、隣がこうだからこうだという言い方ではなくて、やはりこれは調査するということが、調査し

てやっていくということが町長大事なんではないかなと、この再質問は全部町長です。と思いますが、いかがでしょうか。

それと、子どもの貧困対策の問題で、これから調査みたいのが始まっていくと言われましたけれども、子どもの貧困というのを認定するというのは、児童扶養手当世帯だというのはいつ決まったんですか。ここから始めて、具体的にもっと数字的に子どもの貧困というのがわかるようにしていく、ここまで範囲広げられるということを行っているのか、それともここで児童扶養手当対象者で終わってしまうのかどうかということ、ちょっとこれはこども家庭室長にお聞きして、この4点終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは1点だけ、今の第一小学校の統合について、いろいろ御意見をいただいております。地元の意見を尊重してやるかどうかということが主となると思いますけれども、極力、当然尊重してやることにはなりますが、やはり最終的には、統合して空き家になった、廃校になった学校の跡地をどうするかということになってこようかと思っております。何か拠点ができれば、やはりそこをメインにして地域おこしなんかはできると思っておりますので、2校に統合すれば3校閉校になるわけなんですけれども、その中で、個人的にこれから検討していかなければなりませんけれども、一応一番活用することのできる学校が第一小学校だと思っております。これは高台にありますし、避難場所ともなりますし、それから避難関係の備蓄倉庫にもなります。それから空き教室については、やはり企業の支援をいただいて、貸事務所にして使うような方法も当然これから考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで、それは統廃合とは別に、跡地利用については積極的に考えていきたいなというふうに思っております。

その他については、それぞれの課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 住民課長 松原富美男君。

〔住民課長 松原富美男君 登壇〕

○住民課長（松原富美男君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

317号通知に基づきまして、戸籍事務の一部を民間事業者へ委託した場合であっても、当然市町村の職員の執務能力が低下することのないよう、十分な対策を講じていきたいと

いうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） こども家庭室長 金田成人君。

〔こども家庭室長 金田成人君 登壇〕

○こども家庭室長（金田成人君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

児童扶養手当世帯にいつ決まったのかという御質問ですけれども、これは先ほど答弁いたしましたとおり、平成27年度の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況の報告書、国において国会で報告されております。その中で、子どもの貧困についての項目がございまして、この子どもの貧困対策を推進するに当たっては、特に経済的にもさまざまな困難を抱えているひとり親家庭等に対してきめ細かな支援が必要であると、このように報告されていることから、児童扶養手当の、さらには核家族、同居世帯では親世帯、おじいちゃん、おばあちゃんの世帯の援助もあるということを見込んで、ひとり親家庭世帯に絞って対処したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 荒井一彦君。

〔学校教育課長 荒井一彦君 登壇〕

○学校教育課長（荒井一彦君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

1.3倍で推移を見ていこうというふうにお答えいたしました。やはり、近隣の市町を参考ということで情報収集いたしまして、いろいろ調査して、また推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、下呂市、ヌーサとの交流、農業短大と放牧場の跡地活用、そして全町的なイベント開催、この3点について質問いたします。

まず、下呂市、ヌーサとの交流について質問します。

当町は、下呂市と姉妹都市提携を結び、そしてヌーサと国際交流事業を行っております。下呂市とは災害時相互応援協定書が締結されていますが、イベントの際にわずかな交流活

動がある程度で、余り活発な活動が行われているとは言えません。そこで、今後は教育やスポーツ、イベント、観光等のさまざまな分野で、姉妹と名のつく関係なのですから、互いに気兼ねなく活発な活動が行われるように推進することが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

ヌーサとは、学生の相互派遣事業が行われています。この事業は、現地担当者との交渉の上で行われているようですが、今後、継続的に交流事業を行える体制となっているのか、お尋ねします。

また、現在はこの国際交流事業に直接参加するのは、宝達中学校の生徒と一部の家族に限られているような状況ですから、事業の内容や当地のことについて、多くの町民が知る機会を得るような取り組みを行うのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、両地域ともに役場内で部署横断的な体制を構築した上で、さまざまな分野での交流のニーズを再検討して、交流計画や目標を定め、双方の住民が積極的に参加し、活発な活動が行われることを目指すのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、農業短大と放牧場の跡地活用について質問します。

この両施設は、豊かな自然環境の中で運営され、地域住民によく親しまれていましたが、閉鎖された現在では荒れた様子が目立ちます。農業短大のイチヨウ並木、また放牧場の設備を眺めては、この広い土地が放置されたままでは惜しい、もったいないと感じます。

総合戦略において、策定途中には、これらの跡地を野外でのレクリエーションやスポーツ施設として活用することが検討されたようです。私もできれば、そのような活用が望ましいと感じていますし、多くの方から同様の声を聞きます。これらの跡地について、現況と管理状況をお示しいただくことと、今後の活用を検討することを求めます。

次に、全町的なイベントの開催についてであります。

かつて旧押水町では、町民運動会が行われていました。また、旧志雄町から続いたイベントとして、桜まつりが行われていました。ほかに大きなスポーツイベントでは、宝達山マラソンが開催されてきました。それが今では1つもありません。

隣のかほく市では四季まつり、羽咋市では市民体育大会や駅伝大会が、市内をにぎわせるイベントとして開催されているのを思うと、よその町がうらやましく、そして我が町を思うと、大変さびしく感じます。

老若男女多くの町民、また他所からも多くの方が参加して、親しみ合い、町に活力が生まれるようなイベントを開催したらよいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、下呂市、ヌーサとの交流についての御質問であります。下呂市とは、合併前の旧押水町が昭和55年1月に下呂市小坂町と姉妹提携をいたしたことから、平成18年には合併後の下呂市と改めて姉妹提携を締結しております。

旧町時代には、イベントの相互参加、あるいは両町のマラソン大会等のスポーツ交流、また小学校児童の交流、各種団体等の視察を行ってきたほか、分収造林として押水町民の森造成等も行い、交流をしてきたところであります。

合併後の平成18年には、町区長会の視察研修、押水第一小学校と湯谷小学校との親子交流、下呂市夏祭りへの参加、町議会の視察研修、職員交流研修等を実施してきたところであります。

また、毎年度恒例としている交流ではありませんが、桜まつりや合併10周年記念イベントにおいて、下呂市をPRするブースの参加や下呂市をケーブルテレビで紹介するなど、お互いに関わり合いを持ってきたところであります。

しかしながら、近年にあっては、宝達志水町と下呂市が全体として積極的に交流している状況ではございません。

そうした中、今後については、まず職員相互の意見交換等による交流研修を実施しまして人的ネットワークを構築する中で、各課が情報を共有し、また連携のもと、関係する各種団体等の交流にもつなげてまいりたいというふうに考えております。

例えば、宝達志水町の花と下呂市の山という相反する自然を題材とした交流や、お互いの歴史、文化、伝統、観光、食等、それぞれの分野で特色を生かした交流を続けることにより、交流人口の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、ヌーサにつきましては、継続的な交流事業を行える体制がとられているかとの御質問であります。オーストラリア、クイーンズランド州サンシャイン・コースト市ヌーサとの青少年国際交流推進事業は、旧押水町が平成5年度から始め、宝達志水町に合併後、平成19年度まで相互に交流を進めてまいりました。

その後、一旦交流事業は中断しましたが、合併10周年を記念し、平成26年度から交流を再開しており、今年度は宝達高校生1名、宝達中学校生徒9名、合わせて10名を派遣して

おります。

またヌーサとの関係であります。平成13年度に旧押水町の国際交流協会とヌーサ姉妹都市及び友好手をつなぐ会と友好協定を結びましたが、双方ともに自治体が合併したことから、交流協会も解散しております。現在は体験入学先の小・中・高一貫校のグッドシェパード・ルーゼラン校で日本語教師を務めるニコラス・ハンセン氏を介し、連絡調整を図っております。ハンセン氏とは、定期的に電子メールでの交流を続けており、信頼関係も築けております。

次に、農業短大と放牧場の跡地活用についてでございますが、旧県立大学附属経営農場と旧押水放牧場については、県有地であり、県において草刈りの管理を実施し、跡地活用を検討しております。管理につきましては、旧押水放牧場の草刈りを年3回、これは5月、8月、10月に実施し、旧県立大学附属経営農場は年2回、7月、11月に実施し、敷地及び周辺の環境保全に努めております。

以前、民間企業から提案がありました、雇用を生み出すなどの地域振興に対する効果が弱いため実現されなかった計画もございます。現在、跡地活用については、県に問い合わせいたしましたが、現在のところ未定であるとのことでもあります。

今後、町といたしまして、地域振興につながる事業計画が出てくれば、その段階で利用目的、また町民ニーズ、それから地域住民の意向などを勘案して、町が必要な場合には県に対して働きかけていきたい、総合的にこれは検討していかなければならない問題でございます。これは面積的にも大きいものですから、簡単にはそういう大きな企業の参加と言えるものは、規模としてはなかなか難しいのではないかというふうに見ておりますが、いずれにいたしましても、これは町の計画、総合計画の中の全体像の中で取り入れていくべき大きな問題であろうかというふうに考えております。

次に、町内外からたくさんの方が参加するイベントの開催についての御質問ですが、大規模なイベントの開催は、町民の親睦が図られ、交流人口の拡大に寄与するなど成果はございます。

平成27年度合併10周年記念事業の冠をつけまして、4月に桜まつり in 宝達志水町、これは主催は合併10周年桜まつり実行委員会、8月には町民総踊り、これは主催は町民総踊り実行委員会を、各実行委員会で盛大に実施していただきました。町も共催という形で参加しております。

また、現在、YOSAKIOソーラン日本海、蓮華山大相撲、宝達山ヒルクライム、能

登ふるさと博などのイベントを主催者である実行委員会等が開催し、町も支援しております。これらのイベントは、町内外から多くの方に来てもらっております。

なお、町の厳しい財政状況の中で、イベントは一過性のものでありますので、町主催で新たに大きなイベントを開催することは難しいと考えております。

しかしながら、町民の機運が高まり、過去に実施されていた宝達山マラソンなど、自らが計画するイベントなどが立ち上がり、実施するようであれば、町としてできることは協力していかなければならないというふうに思っております。

また現在、宝達山整備計画に基づく山頂公園等の整備や総合戦略にも位置づけされております、宝のなぎさ交流促進事業による交流施設の整備を行うことにより、町内外から多くの誘客を図ってまいりたいと考えております。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 生涯学習課長 定免敏彦君。

〔生涯学習課長 定免敏彦君 登壇〕

○生涯学習課長（定免敏彦君） 寶達議員の質問にお答えいたします。

ヌーサとの交流に直接参加しない町民が、当地のことや事業内容を詳しく知ることができるよう取り組みを行ってはどうかとの御質問でございますが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、オーストラリア、ヌーサへは、本年8月12日から22日までの11日間、生徒10名を派遣いたしました。ホームステイをしながら体験入学をし、オーストラリアの壮大な自然に触れながら、英語で伝えることの難しさや楽しさなど、たくさんのことを学んでまいりました。これにつきましては、広報宝達志水10月号で掲載しております。

また、11月1日には、参加した生徒による報告会が宝達中学校で全校生徒と保護者の前で行われました。11月3日には、宝達高校においても体験発表会を行っております。

この後、今年度の国際交流推進事業のレポートができ上がりましたら、町内の小・中・高校に配付するほか、ホームページでも掲載する予定でございます。

次に、役場内で部署横断的な体制を構築した上で、さまざまな分野での交流のニーズを再検討して、活発な活動が行われることを目指してはどうかとの御質問でございますが、国際交流事業として、町の将来を担う青少年の海外派遣や受け入れなどを通じて、青少年の国際感覚を養い、国際化に対応できる人材の育成を目的として、実施している観点から、今後もこの事業は青少年の交流事業として継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 以上で、通告のありました一般質問は全て終了しました。

これをもって一般質問を終結します。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第24 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長 土上 猛君。

〔決算特別委員長 土上 猛君 登壇〕

○決算特別委員長（土上 猛君） 委員長報告、平成28年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る11月17、18の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。付託されました9会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類を初め、主要施策の成果などの説明書や財務関係書類により、計数に誤りはないか、関係法規に適合しているか、費用対効果はどうかを主眼に、町執行部からの詳細な説明を求めながら、慎重に審査し、採決の結果、認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の行政執行において適切に対処されるよう要望いたします。

1点目といたしまして、滞納税や使用料などについては、町職員みずから積極的に戸別訪問などを行い、滞納者の実情把握の上、解消に努められたい。

2点目、危機管理体制について、住民に周知すべき事象に関しては、防災無線の使用を初め適切な周知方法を用いて、速やかに周知されるよう対策を講じられたい。

3点目、町のPRのため、新聞などのマスメディアの有効活用をより積極的に図るよう

努められたい。

4点目、ケーブルテレビ加入促進のため、さらなる対応策を講じられたい。

この4点であります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。決算特別委員会委員長報告といたします。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結します。

◎討 論

○議長（林 一郎君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成27年度の決算認定の議案に対し、認定第1号 平成27年度一般会計歳入歳出決算、同2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同4号 介護保険特別会計歳入歳出決算、同7号、8号の上下水道事業会計決算の5つの決算認定をせず、その他の4つの決算は認定いたします。

認定しない決算には反対討論を行います。

まず、5つの認定しない決算についての理由の第1は、平成27年度に町民に起こった暮らしにかかわる制度の改正及び改悪に対応できていない予算執行だからであります。

町民の家計予算が何年間も連続して落ちていることは、内閣府の家計調査でも明らかです。加えて宝達志水町では、家族が家庭の風呂に毎日入り、毎日家事をし、毎日トイレを利用することが贅沢なことになってしまっています。原因は、水道料や下水道利用料金が高過ぎるからです。家族の人数が増えれば増えるほど、とんでもない上下水道料金がかかってくる。次の代を担う若者を町内に住めなくさせ、町外へと向かわせる。そんな利用料金の高さになっていることを認識すべきであります。値下げが求められます。

また、平成27年度は介護保険の改悪や、高齢者医療制度の特例廃止などの改悪が行われました。介護度が要介護3以上でないと、基本的に施設への入所ができなくなったばかりか、所得の低い方々には入所の際に役に立っていた補足給付が基本的になくなり、入所費用が年間数十万円も増えた方が多数いることが予想されます。利用者の実態と声を反映させた対応が求められます。

また、若者の中で非正規の雇用が増加することにより、若者世帯が疲弊しています。そのため、国と協力し、地方自治体が子どもの貧困対策を積極的に行うことが求められています。昨年10月からの子どもの医療費の現物支給制度の実施は、健康保持の拡大が進み、評価はできますが、子どもの貧困に総合的に対応できるためには、先進地で実施されているように子どもの貧困を個別的に数値化できることが重要であります。要は手を掛ければできるということでもあります。

また、小規模企業振興法が国会で制定されたのに、この法律の具体化が全く進んでいません。下請け企業となる町企業を守るための公契約条例の制定や、町業者の仕事を増やすための住宅リフォーム助成制度の制定が求められます。

認定しない決算についての第2の理由は、第1の理由とも重なりますが、町民の暮らしに第一に目を向けるより、町財政指標の数字の改善のための予算執行だと思わざるを得ないということでもあります。

平成27年度は、財政健全化判断比率としての実質公債費比率や将来負担比率が県内でも最下位を抜け出し、県内19市町の中でそれぞれ上から17位と15位に上がりました。これは、主に合併のときの約束、福祉は高いほうに負担は低いほうにを反故にし、町民に我慢を強いる、押しつけてきた結果成し遂げたものであります。交付税の特例が全て切れる5年後に向けての町民への度重なる我慢の押しつけでしたが、全国的に交付税の7割の復元が明らかになっていたこの時期での行き過ぎた町民への我慢の押しつけは評価できません。町民の暮らしと安全、福祉を守ることが、地方自治体の第一の仕事として規定している地方自治法に基づくまともなまちづくりに向かうよう進言します。

認定できない第3の理由は、社会的な運動により勝ち取られた成果を町民に積極的に還元しない決算となっていることでもあります。

消費税率が8%に引き上げられたために低所得者の負担の影響への緩和策が求められ、そのための社会的な運動や国会質問などにより、臨時福祉給付金制度が実現しました。国から地方自治体に低所得の受給対象者分が支給されました。ところが、受給対象者の約1

割、町内では228人もの方々が手続の問題で受給できません。これは町行政の問題です。給付金の趣旨を理解し、今後はこういった給付金は全て受給対象者が受給できるようにすることが求められます。

また、国保特別会計についてですが、国保の都道府県化に向けて、国から地方自治体に1人当たり5,000円の交付税の引き下げのための新たな支援金が、平成27年度から入っています。宝達志水町では約2,000万円です。ところが、国保税は引き下がってはおりません。この支援金は平成29年度からこの倍額が支援金として国保財政に入ります。目的どおりの国保税の引き下げに使われよう指摘し、反対討論を終わります。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

まず、認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して採決します。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 異議がありますので、1件ずつ起立により採決します。

まず、認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔「休憩」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時55分再開

○議長（林 一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの認定第1号、2号に関して異議がありましたので、まず認定第1号 平成27年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について。

この表決は起立により行います。

委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第2号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第3号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第4号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり

認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第5号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第6号 ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定です。認定第5号及び第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第5号及び認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第7号 平成27年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について及び認定第8号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についての2件を一括して採決します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。

したがって、認定第7号及び認定第8号を一括して採決します。

異議がございませんので、この本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。したがって、認定第7号及び認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（林 一郎君） 次に、認定第9号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

◎議案等の委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りします。議案第75号から議案第87号までの議案13件、諮問

第2号及び諮問第3号の諮問2件、請願第2号の請願1件については、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第75号から請願第2号までの議案13件、諮問2件、請願1件は、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定しました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明12月9日から12月15日までの7日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明12月9日から12月15日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は12月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時00分散会

平成28年12月16日（金曜日）

◎出席議員

2 番	寶 達 典 久	8 番	北 本 俊 一
3 番	久 保 喜 六	9 番	金 田 之 治
4 番	土 上 猛	10 番	小 島 昌 治
5 番	柴 田 捷	11 番	北 信 幸
6 番	林 一 郎	12 番	近 岡 義 治
7 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	松 栄 忍
主 幹	開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
副 町 長	松 浦 敏 昭
総 務 課 長	近 岡 和 良
危機管理室長	村 井 康 志
情報推進課長	藤 本 清 司
財 政 課 長	村 井 仁 志
企画振興課長	一 家 剛
住 民 課 長	松 原 富美男
税 務 課 長	定 免 文 江
健康福祉課長	村 山 敬 一
こども家庭室長	金 田 成 人

農林水産課長	安達大治
地域整備課長	谷川弘一
会計課長	越野好則
志雄病院事務局長	岡田正人
教育長	山岸芙美
学校教育課長	荒井一彦
生涯学習課長	定免敏彦
文化財室長	村井伸行

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 同意第3号 宝達志水町監査委員の選任について

日程第2 同意案件に対する質疑・討論の省略

日程第3 同意案件の採決

日程第4 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
について

日程第5 議案に対する質疑

日程第6 討 論

日程第7 採 決

(追加日程)

日程第1 議長の辞職許可

日程第2 議長の選挙

(追加日程)

日程第1 副議長の辞職許可

日程第2 副議長の選挙

(追加日程)

日程第1 常任委員の所属変更

- 日程第2 議会運営委員及び特別委員の辞任許可
- 議会運営委員
 - 広報編集特別委員
 - 中学校建設特別委員
 - 議会改革特別委員
 - ふるさと人口対策特別委員
- 日程第3 議会運営委員の選任
- 日程第4 広報編集特別委員の選任
- 日程第5 中学校建設特別委員の選任
- 日程第6 議会改革特別委員の選任
- 日程第7 ふるさと人口対策特別委員の選任
- 日程第8 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職許可
- 日程第9 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第10 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、12月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案等の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る12月9日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その結果と経過について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「新病院における診療科目」や「国民健康保険直営診療所の取り扱い」等について質疑があり、活発な審議が行われました。

委員会では、付託案件について町当局から細部にわたる説明及び報告を受け、案件を慎重に審査した結果、議案3件については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、審査の過程において、新病院の開院作業が円滑に進められるよう努められたいとの意見が出されました。

なお、会議終了後には、新病院建設工事の現況を視察し、工事の進捗状況などを確認した後解散いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る12月13日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、「宝たち成長お祝い事業の効果」、「年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付の手続」、「地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の内容」、そして「放課後児童クラブの方向性」及び「小学校施設整備事業の考え方」などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から付託案件について細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、請願1件については、不採択すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで議員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る12月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「イノシシ被害に係る対応策」や「指定管理者の指定理由」及び「町税条例の改正内容」等について多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から付託案件について細部にわたる説明及び報告を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、イノシシの被害防止のためには、捕獲に頼るだけでなく、里山の環境整備を中心としたイノシシ被害対策を検討されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の過程と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成28年度第4回定例会に上程されました13件の議案中全ての議案に賛成します。

議案第75号の一般会計補正予算案については賛成討論を行います。

議案第75号の一般会計補正予算案についてですが、6款農林水産業費、1項農地費についてです。昨年、ため池の決壊による農地や宅地などへ被害を及ぼした菅原地区の県営老朽ため池の整備事業に、国からも1億1,000万円の追加予算があったとの報告があり、地元住民からも喜ばれています。ただ、地元負担が5%という大きなものでいいのかどうか。単純計算しますと、数百万円という地元負担が適当なのかどうかの根本的な議論が必要だということを提起したいと思います。税金は、被害を受けた方々に使われるのが当然であ

ります。被害を受けた方々が、地元負担金で困るようなことはないのかどうかの検証が必要だと考えます。

また、3款民生費、1項社会福祉費についてです。年金生活者の方々等への臨時福祉給付金が対象者全てに行き渡らずに国に返すことになったとの報告がありました。臨時給付金をもらえる対象者が、入院などにより申請できなかったのが原因だと今回は報告を受けました。原因がわかっているのですから、次回からは臨時給付金がなぜ給付されることになったのかの趣旨を理解し、全ての受給対象者が給付できるようできる限りの手段を使い、取り組みを進めることを提起します。

今回は、前議会での同様の指摘に対して、受給対象者が受給できた割合を大幅に改善させたことについて評価し、賛成討論といたします。

次に、医療労働組合連合会から提出された安全・安心の医療・介護の夜勤改善・大幅増員を求める請願についての賛成討論を行います。

まず、この医療や介護の現場での夜勤改善を求める請願は、石川県議会や羽咋市議会など県内多くの議会で賛成され、採決された請願だという情報が寄せられました。看護や介護労働への理解と同時に、国民的な改善要求が広まっていることへの証であります。宝達志水町内在住の多くの医療・介護労働者にとっても、また利用者にとっても求められている中身が、要望として挙げられています。

アンケートでは、慢性疲労や辞めたいと思う、現場でミスやニアミスがあるとアンケートに答えた看護労働者たちは7割を超えているということが深刻であります。

この請願を県議会と同様採択され、石川県から医療や介護の現場が安全で安心できる現場になることを発信することを願い、請願に対する賛成討論といたします。

以上。

○議長（林 一郎君） ほか、ございませんか。

8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 私は、議案第75号、統廃合の小学校の調査費120万円に対して反対討論するものであります。

今、なぜ急いで慌てて統廃合を進めるのか。いまだに疑問に思っております。

平成35年に1小学校が複式学級になる。1年や2年ではないんですよ。6年あるんですよ。なぜ慌てるのか。そして、複式学級がなぜ悪いのか。よくわかりません。複式学級で

大いに議論したことがありますか。子どもらの意見を聞いたことがありますか。やはり、子どもファーストなんですよ。子どもが一番。

そして、統廃合の説明会、各地域1回だけです。今、2回目が行われているのは、こういうふうに進みますよとスケジュールの説明会なんです。各地域の保護者、地域の方々の意見を1つも尊重しない、取り入れない、そういう統廃合ってありますか。やはり少なからず、保護者の意見、地域の意見を、全部聞けとは言いません。少なくとも5割以上聞いてやらないと、かわいそうだと思いますよ。

それによってもしなくなれば、必ず過疎が進みます。間違いなく。どうして若い者がこの地域に来て、家を建てて、子どもつくりますか。今、近くにあるから、少なくとも家の跡を継いだり、帰ってきて新宅の家を建てたりしておるんですよ。施設がなくなったら、来るんですか。来ませんよ。今、施設があることが過疎化対策なんですよ。そう思いませんか。

地域の意見も聞かない、何も聞かない、行政のための町なんですか。町民のための町なんですよ。町民の、町民による、町民のための町なんですよ。それがやはりしっかり理解していただきたいなというふうに思います。

まだまだ時間があります。熟慮に熟慮を重ねてやらないと、必ず失敗しますよ。なくなってから、もしその地域地域が栄えてきたら、次はどうするんですか。またつくるんですか。そうではないでしょう。今が時間あるからしっかりと協議しながら、みんなで真剣に考えてやるべきだと僕は思っております。

小学校の調査費120万円に対して反対し、討論といたします。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はございませんか。

それでは、討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

まず、議案第75号 平成28年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第76号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第82号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）までの議案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第76号から議案第82号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第76号から議案第82号までの議案7件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第83号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例についてから議案第87号 指定管理者の指定についてまでの議案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第83号から議案第87号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第83号から議案第87号までの議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書についてを採択いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は委員長の報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり不採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。ただいま議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） それでは、追加日程第1 同意第3号 宝達志水町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、柴田 捷君の退場を求めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします同意第3号 宝達志水町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

近岡監査委員の辞職に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、新たに議会議員のうちから選任すべき監査委員として、宝達志水町新宮18番地、柴田 捷氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎同意案件に対する質疑・討論の省略

○議長（林 一郎君） お諮りします。本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、同意第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決を行います。同意第3号 宝達志水町監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

柴田 捷君の入場を認めます。

〔5番 柴田 捷君 入場〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） 次に、発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番 北 信幸君。

〔11番 北 信幸君 登壇〕

○11番（北 信幸君） 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、提案理由の説明をいたします。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大、自由性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなり、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員の成り手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくのではないのでしょうか。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものであります。

以上、提案の趣旨を申し述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、発議第2号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎討 論

○議長（林 一郎君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎採 決

○議長（林 一郎君） それでは、これより採決に入ります。

発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 異議がありますので、起立により採決します。

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、議事運営協議のため暫時休憩します。

午後3時15分休憩

午後3時18分再開

○副議長（土上 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議長 林 一郎君から議長の辞職願が提出されましたので、私が議長の職を務めさせていただきます。

◎日程の追加

○副議長（土上 猛君） お諮りします。この際、林 一郎君の議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、林 一郎君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長の辞職許可

○副議長（土上 猛君） 林 一郎君の議長辞職の件を議題とします。

辞職願を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（松栄 忍君） 平成28年12月16日、宝達志水町議会副議長 土上 猛殿、宝達志水町議会議長 林 一郎。

辞職願 このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（土上 猛君） 朗読が終わりました。

お諮りします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、林 一郎君の議長の辞職については、地方自治法第108条の規定により許可することに決定しました。

林 一郎君の入場を認めます。

〔6番 林 一郎君 入場〕

○副議長（土上 猛君） 6番 林 一郎君に告知します。

議長辞職の件については、地方自治法第108条の規定によりこれを許可することに決定しましたので、告知します。

前議長には、議会運営並びに議会全般にわたり重責を全うされました。御苦労さまでした。

◎日程の追加

○副議長（土上 猛君） この結果、議長に欠員を生じたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（土上 猛君） これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に、11番 北 信幸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました11番 北 信幸君を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（土上 猛君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました11番 北 信幸君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北 信幸君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎議長当選承諾及び挨拶

○副議長（土上 猛君） それでは、当選された北 信幸君が発言を求めていますので、これを許可いたします。

〔議長 北 信幸君 登壇〕

○議長（北 信幸君） 今ほどは全議員各位におかれまして、第7代宝達志水町議会議長の大役を仰せつかったわけでございます。身に余る光栄でございます。

今後とも、円滑な議会運営のためにも御協力、御指導を願いますことをお願い申し上げます。次第でございます。

また、言葉の中にあるわけでございますけれども、議会と執行部が車の両輪のごとくという言葉もございますけれども、あえて私は、是々非々の中で議会と執行部が切磋琢磨をしながら、よりよいまちづくりに貢献するものだとは思料しております。執行部におかれましても、今後とも円滑な議会運営、まちづくりのためにどうか御協力、御指導を賜りますことをお願い申し上げます。大変はなはだ簡単ではございますが、就任の御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

◎議長交代

○副議長（土上 猛君） それでは、新議長と交代いたします。

〔議長 議長席に着く〕

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（北 信幸君） 本定例会の会議録署名議員として私が指名されていましたが、議長に当選したことから、会議録署名議員の数が欠けることになりましたので、新たに会議録署名議員として2番 寶達典久君を追加指名します。

議事運営のため暫時休憩をいたします。

午後 3 時29分休憩

午後 3 時30分再開

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、副議長 土上 猛君から副議長の辞職願が提出されました。

◎日程の追加

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。この際、土上 猛君の副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、土上 猛君の副議長辞職の件
を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長の辞職許可

○議長（北 信幸君） 土上 猛君の副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（松栄 忍君） 平成28年12月16日、宝達志水町議会議長 北 信幸殿、
宝達志水町議会副議長 土上 猛。

辞職願 このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。

以上でございます。

○議長（北 信幸君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、土上 猛君の副議長の辞職に
ついては、地方自治法第108条の規定により許可することに決定いたしました。

土上 猛君の入場を認めます。

〔4番 土上 猛君 入場〕

○議長（北 信幸君） 4番 土上 猛君に告知します。

副議長辞職の件については、地方自治法第108条の規定によりこれを許可することに決
定いたしましたので、告知します。

前副議長には、前議長の補佐役として議会運営に御尽力されました。大変御苦労さまで
ございました。

◎日程の追加

○議長（北 信幸君） この結果、副議長に欠員を生じたので、副議長の選挙を日程
に追加し、追加日程第2として直ちに行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加
し、追加日程第2として直ちに行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（北 信幸君） これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、10番 小島昌治君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました10番 小島昌治君を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました10番小島昌治君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小島昌治君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（北 信幸君） それでは、当選されました小島昌治君が発言を求めていますので、これを許可します。

〔副議長 小島昌治君 登壇〕

○副議長（小島昌治君） 副議長に選出いただき、ありがとうございます。御礼の御挨拶と決意を述べさせていただきます。

地方自治法では、議会の副議長の権限について、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときに副議長が職務を行うこととだけ書かれています。しかし、そのためにも、北

議長がこれまで取り組んでこられた議会改革の方向や議会運営、これから歩もうとする方向を軽視するわけにはいかないし、学ばせていただこうと思っております。

いずれにせよ、26年間の議員生活の中で初めての経験であります。どうか経験豊かな皆様方のこれまで以上の御指導や御鞭撻をお願いいたします。地方自治法に基づいて精いっぱい役目を果たさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（北 信幸君） 議事運営協議のため暫時休憩いたします。

午後 3 時40分休憩

午後 3 時42分再開

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（北 信幸君） ただいま常任委員の所属変更の件、ほか2件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。

◎常任委員の所属変更

○議長（北 信幸君） それでは、追加日程第1 常任委員の所属変更の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員の小島昌治君、金田之治君、柴田 捷君が教育厚生常任委員に、教育厚生常任委員の近岡義治君、土上 猛君、久保喜六君が総務産業建設常任委員にそれぞれ常任委員会への所属を変更したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員からの申し出のとおりその所属を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれ常任委員会への所属を変更することに決定をいたしました。

議事運営の都合により暫時休憩をいたします。

午後 3 時44分休憩

午後 3 時46分再開

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に各常任委員会が開催され、各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告申し上げます。

総務産業建設常任委員会委員長 久保喜六君、副委員長 林 一郎君。

教育厚生常任委員会委員長 寶達典久君、副委員長 小島昌治君。

以上のとおりです。

議事運営の都合により暫時休憩をいたします。

午後 3 時47分休憩

午後 3 時55分再開

○副議長（小島昌治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員及び特別委員の辞任許可

○副議長（小島昌治君） 次に、議会運営委員及び特別委員の辞任の件を議題とします。

北 信幸君、近岡義治君、金田之治君、北本俊一君、柴田 捷君、土上 猛君からそれぞれ委員の辞任の申し出があります。

初めに、議長 北 信幸君の議会運営委員及び特別委員の辞任の件を議題といたします。

北 信幸君から議運委員、広報編集特別委員、中学校建設特別委員、議会改革特別委員及びふるさと人口対策特別委員の辞任の申し出があります。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（小島昌治君） 御異議なしと認めます。したがって、北 信幸君の議会運営委員、広報編集特別委員、中学校建設特別委員、議会改革特別委員及びふるさと人口対策特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議事運営の都合により暫時休憩いたします。

午後 3 時58分休憩

午後 4 時00分再開

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、柴田 捷君及び土上 猛君の広報編集特別委員の辞任の件を議題といたします。

柴田 捷君及び土上 猛君から広報編集特別委員の辞任の申し出があります。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、柴田 捷君及び土上 猛君の広報編集特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

柴田 捷君及び土上 猛君の入場を認めます。

〔5番 柴田 捷君 4番 土上 猛君 入場〕

○議長（北 信幸君） 次に、近岡義治君及び北本俊一君の中学校建設特別委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、近岡義治君及び北本俊一君の退場を求めます。

〔12番 近岡義治君 8番 北本俊一君 退場〕

○議長（北 信幸君） 近岡義治君及び北本俊一君から中学校建設特別委員の辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、近岡義治君及び北本俊一君の中学校建設特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

近岡義治君及び北本俊一君の入場を認めます。

〔12番 近岡義治君 8番 北本俊一君 入場〕

○議長（北 信幸君） 次に、金田之治君のふるさと人口対策特別委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって金田之治君の退場を求めます。

〔9番 金田之治君 退場〕

○議長（北 信幸君） 金田之治君からふるさと人口対策特別委員の辞任の申し出があります。

お諮りいたします。本件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、金田之治君のふるさと人口対策特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

金田之治君の入場を認めます。

〔9番 金田之治君 入場〕

◎日程の追加

○議長（北 信幸君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員、広報編集特別委員、中学校建設特別委員、議会改革特別委員、ふるさと人口対策特別委員に欠員が生じますので、各委員の選任の件5件を日程に追加し、以下、順次繰り下げし、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員の選任の件5件を日程に追加し、以下順次繰り下げ、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員の選任

○議長（北 信幸君） 追加日程第3 議会運営委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、林 一郎君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、林 一郎君が議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎広報編集特別委員の選任

○議長（北 信幸君） 次に、追加日程第4 広報編集特別委員の選任の件を議題といたします。委員の欠員は3人です。

お諮りします。広報編集特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、小島昌治君、守田幸則君、寶達典久君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、広報編集特別委員に小島昌治君、守田幸則君、寶達典久君を選任することに決定いたしました。

◎中学校建設特別委員の選任

○議長（北 信幸君） 次に、追加日程第5 中学校建設特別委員の選任の件を議題とします。委員の欠員は3人です。

お諮りします。中学校建設特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、柴田 捷君、久保喜六君、寶達典久君を指名します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、中学校建設特別委員に柴田捷君、久保喜六君、寶達典久君を選任することに決定いたしました。

◎議会改革特別委員の選任

○議長（北 信幸君） 次に、追加日程第6 議会改革特別委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。議会改革特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、林 一郎君を指名します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員に林 一郎君を選任することに決定いたしました。

◎ふるさと人口対策特別委員の選任

○議長（北 信幸君） 次に、追加日程第7 ふるさと人口対策特別委員の選任の件を議題といたします。委員の欠員は2人です。

お諮りします。ふるさと人口対策特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、林 一郎君、柴田 捷君を指名します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、ふるさと人口対策特別委員に林 一郎君、柴田 捷君を選任することに決定しました。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後4時9分休憩

○議長（北 信幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に委員会が開催され、委員会条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長の互選による変更がありましたので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長 守田幸則君、副委員長 林 一郎君、広報編集特別委員会委員長 小島昌治君、副委員長 守田幸則君、中学校建設特別委員会委員長 柴田 捷君、副委員長 守田幸則君、議会改革特別委員会副委員長 金田之治君、ふるさと人口対策特別委員会委員長 柴田 捷君、副委員長 林 一郎君。

以上のとおりです。

◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（北 信幸君） 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたため行うものです。

選挙すべき数は 1 名です。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

慣例によりますと、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員は、議長となっております。11 番 北議長を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、11 番 北議長を当選人とすることに決定いたしました。

ただいま、私が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしましたので、これ

を謹んでお受けいたします。

◎常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（北 信幸君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北 信幸君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北 信幸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後4時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 信 幸

副 議 長 小 島 昌 治

前 議 長 林 一 郎

前副議長 土 上 猛

署名議員 近 岡 義 治

署名議員 實 達 典 久